延岡市中小企業特別融資制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、延岡市内（以下「市内」という）の中小企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条に規定するものをいう。

（資金の預託及び融資）

第３条　市長は、本制度と延岡市小規模企業特別融資制度の運用のため毎年予算に定める額を宮崎銀行延岡営業部、宮崎太陽銀行延岡支店、延岡信用金庫本店、西日本シティ銀行延岡支店、大分銀行延岡支店、鹿児島銀行延岡支店及び熊本県信用組合北方支店に対し、決済用預金で預託するものとする。

２　市長は、前項に基づく預託について、宮崎銀行延岡営業部、宮崎太陽銀行延岡支店、延岡信用金庫本店、西日本シティ銀行延岡支店、大分銀行延岡支店、鹿児島銀行延岡支店及び熊本県信用組合北方支店と預託契約を締結するものとする。

３　この要綱に基づく融資（以下単に「融資」という。）を取り扱う金融機関は、市内にある宮崎銀行の営業部、各支店及び出張所、宮崎太陽銀行の各支店、西日本シティ銀行延岡支店、大分銀行延岡支店、鹿児島銀行延岡支店、延岡信用金庫の本店及び各支店並びに熊本県信用組合北方支店（以下「金融機関」という。）とする。

４　金融機関は、原則として第１項の規定により預託された額の５倍に相当する金額の範囲内で融資するものとする。

（信用保証）

第４条 融資には、宮崎県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付するものとする。

（保証料の補助）

第５条　市長は、債務保証を行う協会に対し補助金を交付することにより、本制度を利用する中小企業者を助成する。

２　前項の規定により交付する補助金の対象経費は、規定期間（前年度３月から当該年度２月まで）における各保証料率区分の保証債務平均残高に、信用保証料率を乗じて計算された信用保証料の合計額とする。補助率は信用保証料率のうち 1.25%までを上限とする。

（融資の対象）

第６条　この要綱により融資を受けることができる者（以下「申込人」という）は、次の各号に掲げる条件を具備していなければならない。

（１）市内に事業所を有し、協会の保証対象業種を営む個人又は法人。
（２）申込みのときまでに、納期の到来している市税等を完納していること。
（３）経営の内容及び資金の使途が明確であること。
（４）手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

（融資の条件）
第７条　融資の条件はつぎのとおりとする。
（１）融資の限度額　１企業について1,000万円以内。ただし、本制度の貸付残高と延岡市小規模企業特別融資制度との貸付残高の合計が 1,000 万円以内であることを要する。
（２）融 資 期 間　84ヶ月以内
（３）据 置 期 間　12ヶ月以内
（４）資金の使途　事業経営上必要な運転及び設備資金
（５）保　証　人　個人事業主の場合は原則として不要。法人事業主の場合は原則として代表者のみとする
（６）担　　保　金融機関及び協会において必要と認めたときには徴することができる
（７）貸 付 利 息　年2.6%。ただし、責任共有対象外保険が付される場合は年2.4%とする。
（８）信用保証料　財務情報に定性要因を加味して協会が定める料率により計算された額

（融資申込手続）
第８条　申込人は、金融機関が定める借入申込書及び協会が定める信用保証委託申込書を市長経由の上、協会に提出しなければならない。

（審査及び決定）
第９条　協会は前条の書類の送付を受け、融資保証を適当と認めたものについては金融機関に信用保証書を送付するとともに申込人及び市長にその旨を通知するものとする。
２　金融機関が前条の書類の送付を受けたときは、金融機関において書類を審査し、融資適当と認めたものについては、同制度による取扱いができるものとする。

（融資）
第１０条　金融機関は、協会の信用保証書の送付を受けた申込みについては、ただちに融資するものとする。

（保証及び融資の区分経理）
第１１条　協会及び金融機関は、この要綱に基づく融資に係る事務処理については、他のものと区別し、その経理を明確にしなければならない。

（報告及び調査）

第１２条　協会は、市長が別に定める様式により毎月の保証状況を翌月15日までに市長に報告しなければならない。

２　市長は、必要と認める場合は前項に基づく報告の内容及び帳簿について実地に調査することができる。

（貸付金の返還）

第１３条　市長は、金融機関がこの要綱の規定に違反したときは第３条第１項に規定する預託金の返還を求めることができる。

（繰上償還）

第１４条　市長は、この制度により融資を受けた者が次の各号の１に該当するときは、協会と協議の上、融資額の全部又は一部についてその償還期限を繰上げさせるものとする。

（１）資金を目的以外に使用したとき。

（２）虚偽の申請その他不正の手段により貸付を受けたとき。

（３）前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（協議）

第１５条　市長は必要があるときは協会及び金融機関と協議することができる。

（その他）

第１６条　この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和48年６月１日から実施する。

この要綱は、昭和50年４月１日から第６条第１項第１号及び第７号を改正する。

この要綱は、昭和50年９月１日から第６条第１項第１号を改正する。

この要綱は、昭和50年10月16日から第５条第１項第２号を改正する。

この要綱は、昭和51年４月１日から第３条第４項、第６条第１項第７号及び第８号、第８条及び第９条を改正する。

この要綱は、昭和52年８月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和53年４月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和53年11月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和54年４月２日から要綱名及び第６条第１項第１号を改正する。

この要綱は、昭和54年４月10日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和55年５月10日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和55年６月20日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和56年４月１日から第６条第１項第１号及び第５号並びに第７条を改正する。

この要綱は、昭和56年７月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和57年９月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和59年４月１日から第３条第３項第１号及び第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和60年７月５日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和61年４月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和61年８月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、昭和62年４月１日から第５条第１項第２号及び第６条第１項第１号、第２号、第５号、第７号を改正する。

この要綱は、昭和63年４月１日から第６条第１項第１号、第２号を改正する。

この要綱は、昭和63年６月13日から第３条第３項第１号を改正する。

この要綱は、平成元年２月１日から第３条第３項第１号を改正する。

この要綱は、平成２年４月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、平成３年12月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、平成４年４月１日から第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、平成５年４月１日から第３条第１項及び第４項、第６条第１項第７号を改正する。

この要綱は、平成５年12月１日から第６条第１項第７号を改正する。

附則

1　この要綱は、平成６年８月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成６年８月１日以降に融資決定した者から適用し、同日前に融資決定した者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成７年９月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成７年９月１日以降に融資決定した者から適用し、同日前に融資決定した者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成８年４月１日以降に第７条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成８年７月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成８年７月１日以降に融資決定した者から適用し、同日前に融資決定した者については、なお従前の

例による。

附則

1　この要綱は、平成８年11月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成８年11月１日以降に融資決定した者から適用し、同日前に融資決定した者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成９年12月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成９年12月１日以降に融資決定した者から適用し、同日前に融資決定した者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成10年１月５日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成10年１月５日以降に第８条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成10年３月２日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成10年３月２日以降に第８条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成12年７月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成12年７月１日以降に第８条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成13年７月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成13年７月１日以降に第８条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附則

1　この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成15年4月1日以降に第8条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成16年4月1日以降に第8条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成18年4月1日以降に第8条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成18年10月1日以降に第8条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成19年4月1日以降に第8条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成19年10月1日以降に第8条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成20年4月

1日以降に第８条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成22年4月1日以降に第８条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成23年4月1日以降に第８条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

平成19年第5号台風における延岡市中小企業災害対策融資保証料補助及び利子補給に関する要綱

（目的）

第1条　平成19年第5号台風（以下「第5号台風」という。）により被害を受けた市内の中小企業者及び組合が、災害復旧のため宮崎県中小企業融資制度「緊急経営対策貸付（災害対策特例）」（以下「県対策貸付（特例）」という。）の融資を受けた場合に、当該融資に係る保証料の全額及び利子の一部を助成し、もって中小企業者の災害復旧を促進することを目的とする。

2　この要綱に基づく補助金の交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるところとする。

（用語の定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(1)　中小企業者　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号または第3号に規定するものをいう。

(2)　組合　法第2条第1項第2号、第2号の2及び第4号から第7号までに規定するものをいう。

（助成の対象）

第3条　この要綱により助成を受けることができる者は、第5号台風により罹災し、平成19年8月2日から、平成19年9月31日までの間に県対策貸付（特例）の融資保証の申込みを宮崎県信用保証協会（以下「協会」という。）が受け付けし、その申込みによって県対策貸付（特例）の融資を受けた中小企業者及び組合であって、市内に住所もしくは事業所を有する個人又は市内に事業所を有する法人及び組合（以下「助成対象者」という。）とする。

（保証料の補助）

第4条　市長は、融資にあたって、協会が保証を付した者に係る信用保証料に相当する額の全額を協会に支払うことにより、融資を受ける者を助成する。

2　前項の規定により交付する補助金の対象経費は、第3条の規定により協会が保証承諾し、金融機関が貸付したことに伴って発生する個別の信用保証料の額から、協会と宮崎県の保証料補助額を控除した後の助成対象者負担分（年0.2～0.875%に相当）の額とし、補助金の額は、その全額とする。なお、助成対象者の事情により申込条件等に変更が生じた結果当該信用保証料の額が当初申込時よりも増額となる場合は、増額分については助成対象者の負担とする。

3　前項に規定する補助金は、前年度3月から当該年度2月までに発生した額を合計し、当該年度の3月末までに、請求により協会に対して交付するものとする。

4　申込人が補助を受けた信用保証料について、早期完済等の結果、当該信用保証料の額が当初申込時よりも減額となる場合は、減額分は協会から市に対して返戻するものとする。

（貸付利子の補給）

第5条　市長は、助成対象者に対し、当該助成対象者が金融機関に支払った県対策貸付（特例）に係る貸付利子2.1%のうち1.0%に相当する額を補給する。

2　前項の補給額については、融資実行時に金融機関から助成対象者に発行される返済予定明細票

により算出された利子額の合計のうち、1.0%に相当する額とし、助成対象者の償還遅延に伴う遅延利息は補給の対象外とする。

（利子補給金の交付）

第６条　市長は、助成対象者が毎年１月１日から、12 月 31 日までに支払った貸付利子について、前条に規定する補給金を翌年の５月までに交付するものとする。

（利子補給の交付決定の取り消し）

第７条　市長は、この要綱に基づき利子補給金の交付を受けた者が、県対策貸付(特例)の返済を怠る等の理由により、県対策貸付の全部又は一部について期限前の償還を請求されたときは、それ以降の補給金の交付決定を取り消すことができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年８月 27 日から施行する。

平成18年第13号台風における延岡市中小企業災害対策融資保証料補助及び利子補給に関する要綱

（目的）

第１条　平成18年第13号台風（以下「第13号台風」という。）により被害を受けた市内の中小企業者及び組合が、災害復旧のため宮崎県中小企業融資制度「緊急経営対策貸付」（以下「県対策貸付」という。）の融資を受けた場合に、当該融資に係る保証料の全額及び利子の一部を助成し、もって中小企業者の災害復旧を促進することを目的とする。

２　この要綱に基づく補助金の交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号）に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(1)　中小企業者　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第２条第１項第１号から第３号に規定するものをいう。

(2)　組　合　法第２条第１項第２号、第２号の２及び第４号から第７号までに規定するものをいう。

（助成の対象）

第３条　この要綱により助成を受けることができる者は、第13号台風により罹災し、平成18年９月19日から、平成18年12月28日までの間に県対策貸付の融資保証の申込みを宮崎県信用保証協会（以下「協会」という。）が受け付けし、その申込みによって県対策貸付の融資を受けた中小企業者及び組合であって、市内に住所もしくは事業所を有する個人又は市内に事業所を有する法人及び組合（以下「助成対象者」という。）とする。

（保証料の補助）

第４条　市長は、融資にあたって、協会が保証を付した者に係る信用保証料に相当する額の全額を協会に支払うことにより、融資を受ける者を助成する。

２　前項の規定により交付する補助金の対象経費は、第３条の規定により協会が保証承諾し、金融機関が貸付したことに伴って発生する個別の信用保証料の額から、協会と宮崎県の保証料補助額を控除した後の助成対象者負担分（年0.35～1.75%に相当）の額とし、補助金の額は、その全額とする。

３　前項に規定する補助金は、前年度３月から当該年度２月までに発生した額を合計し、当該年度の３月末までに、請求により協会に対して交付するものとする。

（貸付利子の補給）

第５条　市長は、助成対象者に対し、当該助成対象者が金融機関に支払った県対策貸付に係る貸付利子1.9%のうち1%に相当する額を補給する。

２　前項の補給額については、融資実行時に金融機関から助成対象者に発行される返済予定明細票により算出された利子額の合計のうち、1.0%に相当する額を上限とし、助成対象者の償還遅延に伴う遅延利息は補給の対象外とする。

（利子補給金の交付）

第６条　市長は、助成対象者が毎年１月１日から、12 月 31 日までに支払った貸付利子について、前条に規定する補給金を翌年の５月までに交付するものとする。

（利子補給の交付決定の取り消し）

第７条　市長は、この要綱に基づき利子補給金の交付を受けた者が、県対策貸付の返済を怠る等の理由により、県対策貸付の全部又は一部について期限前の償還を請求されたときは、それ以降の補給金の交付決定を取り消すことができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年９月 28 日から施行する。

延岡市商業環境整備資金融資制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、規制緩和に伴う大型店の進出及びコンビニエンスストア等の台頭により、厳しい商業環境の中にある延岡市内（以下「市内」という。）の中小小売業者等が、店舗の新築・改装を伴う新たな事業展開に必要な資金の融資を円滑にし、もって本市における商業近代化事業の促進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小小売業者等　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する小売業、サービス業及び卸売業に属する事業を主たる事業として営む者をいう。

（２）店舗　新築・改装される建築物の用途が店舗又は店舗併用住宅（新築・改装後における店舗面積が当該建築物の延べ床面積の４割以上であるものをいう。）であるものをいう。

（３）新築・改装　店舗の新築、増築、大規模な修繕補修、店舗外観の全面的な改装、又は店舗内装の全面的な模様替えをいう。

（取扱金融機関）

第３条 この要綱に基づく融資（以下単に「融資」という。）を取り扱う金融機関は、市内にある宮崎銀行の各支店及び出張所、宮崎太陽銀行の各支店並びに延岡信用金庫の本店及び各支店（以下「取扱金融機関」という。）とする。

（資金の預託及び融資）

第４条　市長は、この制度の運用のため、毎年予算に定める額を宮崎銀行延岡支店、宮崎太陽銀行延岡支店及び延岡信用金庫本店に対し決済用預金で預託するものとする。

２　市長は、前項に基づく預託について、取扱金融機関と預託契約を締結するものとする。

３　取扱金融機関は、原則として第１項の規定により預託された額の５倍に相当する金額の範囲内で融資するものとする。

（信用保証）

第５条　融資には、宮崎県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付するものとする。

（保証料の補助）

第６条　市長は、債務保証を行う協会に対し補助金を交付することにより、融資を受け

る中小小売業者等を助成する。

2　前項の規定により交付する補助金の対象経費は、規定期間（前年度３月から当該年度２月まで）における各保証料率区分の保証債務平均残高に、信用保証料率を乗じて計算された信用保証料の合計額とする。補助率は信用保証料率のうち 1.25%までを上限とする。

（融資対象者の条件）

第７条　融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる条件を具備していなければならない。

（１）市内に事業所を有し、協会の保証対象業種を営む個人又は法人。

（２）申込みの日までに、納期の到来している市税等を完納していること。

（３）経営の内容及び資金の使途が明確であること。

（４）金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

2　前項の規定にかかわらず、延岡市中小企業高度化促進条例（昭和 46 年条例第 37 号）第３条第１号に規定する事業であって、同条例に基づく助成を受けている者は、この要綱に基づく融資を受けることができない。

（融資の条件）

第８条　融資の条件は、次の各号のとおりとする。

（１）融資の限度額　１企業　2,000 万円以内

（２）融 資 期 間　120 ヶ月以内

（３）据 置 期 間　12 ヶ月以内

（４）資金の使途　店舗の新築・改装等に要する設備資金

（５）保　証　人　個人事業主の場合は原則として不要。法人事業主の場合は原則として代表者のみとする

（６）担　　保　金融機関及び協会において必要と認めたときには徴することができる

（７）貸 付 利 息　年 2.6%（責任共有外保険が付される場合は年 2.4%）ただし、延岡市中心市街地活性化基本計画で定めた中心市街地での店舗の新築・改装の場合は、年 2.1%（責任共有外保険が付される場合は年 1.9%）

（８）信用保証料　財務情報に定性要因を加味して協会が定める料率により計算された額

（融資申込手続）

第９条　融資を受けようとする者（以下「申込人」という。）は、次の各号に掲げる書類を、市長経由の上、協会に提出しなければならない。

（ア）金融機関が定める借入申込書及び協会が定める信用保証委託申込書

（イ）店舗の新築・改装に係る請負契約書、または設計図及び見積書

（ウ）市税完納証明書

（エ）その他市長が必要と認める書類

（審査及び決定）

第 10 条　協会は前条に定める書類の送付を受け、融資保証を適当と認めたものについては金融機関に信用保証書を送付するとともに申込人及び市長にその旨を通知するものとする。

（融資）

第 11 条　取扱金融機関は、協会の信用保証書の送付を受けた申込みで融資を適当と認めたものについては、ただちに融資するものとする。

（保証及び融資の区分経理）

第 12 条　協会及び取扱金融機関は、融資に係る事務処理については、他のものと区別し、その経理を明確にしなければならない。

（報告及び調査）

第 13 条　協会は、市長が別に定める様式により毎月の保証状況を翌月 15 日までに市長に報告しなければならない。

2　市長は、必要と認める場合は、前項に基づく報告の内容及び帳簿について実地に調査することができるものとする。

（期中支援）

第 14 条　申込人が、中小企業信用保険法第２条第４項第５号の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込人に対する保証金額が 1,250 万円以下であるとき、または保証期間が１年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（繰上償還）

第 15 条　市長は、融資を受けた者が次の各号の１に該当すると認めるときは、協会と協議の上、融資額の全部又は一部について、その償還期限を繰上げさせるものとする。

（１）資金を目的以外に使用したとき。

（２）融資の対象となった事業を停止し、又は廃止したとき。

（３）虚偽の申請その他不正の手段により貸付を受けたとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（協議）

第 16 条　市長は必要があるときは協会及び金融機関と協議することができる。

（その他）
第17条　この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則
（施行期日）
1　この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）
2　この要綱は、平成２４年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、その時までに融資を受けた者にかかる融資資金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

（経過措置）
3　この要綱施行の際、現に延岡市商業近代化資金融資制度要綱（平成２年１０月１日施行）により融資を受けている者に係る融資資金の償還については、同要綱は、なおその効力を有する。

（利子補給制度）
4　市は、第１０条の規定による申込手続を行った者のうち、平成１６年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に市長が当該書類を受理した者に対し、延岡市商業環境整備資金融資制度利子補給交付要綱に基づき、貸付利子の一部を助成するものとする。

附則
1　この要綱は、平成１３年７月１日から施行する。
2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成１３年７月１日以降に第９条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則
1　この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成１４年４月１日以降に第９条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則
1　この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。
2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成１５年４月１日以降に第９条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附則

1　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成１８年４月１日以降に第９条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成１８年６月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成１８年６月１日以降に第９条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成１９年４月１日以降に第１０条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成１９年１０月１日以降に第１０条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成２０年４月１日以降に第１０条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成２１年４月１日以降に第１０条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成２２年４月１日以降に第１０条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成２３年４月１日以降に第１０条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資制度要綱の規定は、平成２３年６月１日以降に第１０条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

延岡市商業環境整備資金融資利子補給交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、延岡市商業環境整備資金融資制度（以下「商業環境制度」という。）要綱の規定に基づき、商業環境制度の融資を受けた者に対し、当該融資にかかる利子の一部を助成し、もって中小小売業者等の環境整備を促進することを目的とする。

２　この要綱に基づく補助金の交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号）に定めるところによる。

（助成の対象）

第２条　この要綱に基づき助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、商業環境制度要綱第10条の規定による申込手続を行った者のうち、延岡市中心市街地活性化基本計画で定められた中心市街地の中の重点整備地区内で店舗の新築・改装を行った者であって、かつ平成16年4月1日から平成23年3月31日までの間に、市長が当該書類を受理した者とする。

但し、市長による書類受理後、取扱金融機関による融資実行に至らなかった者については対象外とする。

（貸付利子の補助）

第３条　市長は、助成対象者に対し、当該助成対象者が金融機関に支払った商業環境制度に係る貸付利子のうち年1.0%に相当する額を補助するものとし、補助対象期間は融資実行月から起算して60月以内とする。

（補助金の交付）

第４条　市長は、助成対象者が毎年１月１日から12月31日までに支払った利子について、前条に規定する補助金を翌年５月末までに交付するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し）

第５条　市長は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者が、商業環境制度貸付の返済を怠る等の理由により、商業環境制度貸付の全部又は一部について、期限前の償還を請求されたときは、それ以降の補助金の交付決定を取り消すことができる。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。但し、その時までに融資を受けた者に係る貸付利子の助成については、本要綱は、なおその効力を有する。

附則

１　この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

２　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資利子補給要綱の規定は、平成16年4月1日以降に、延岡市商業環境整備資金融資制度要綱第9条の規定による申込手続きをした者から適用する。

附則

１　この要綱は平成19年4月1日から施行する。

２　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資利子補給交付要綱の規定は、平成19

年4月1日以降に延岡市商業環境整備資金融資制度要綱第10条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は平成19年10月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資利子補給交付要綱の規定は、平成19年10月1日以降に延岡市商業環境整備資金融資制度要綱第10条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は平成20年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資利子補給交付要綱の規定は、平成20年4月1日以降に延岡市商業環境整備資金融資制度要綱第10条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は平成21年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資利子補給交付要綱の規定は、平成21年4月1日以降に延岡市商業環境整備資金融資制度要綱第10条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は平成22年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資利子補給交付要綱の規定は、平成22年4月1日以降に延岡市商業環境整備資金融資制度要綱第10条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則

1　この要綱は平成23年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の延岡市商業環境整備資金融資利子補給交付要綱の規定は、平成23年4月1日以降に延岡市商業環境整備資金融資制度要綱第10条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

延岡市商店街照明設備電気料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、商店街が維持管理している照明設備の電気料を補助することにより、商店街の健全な振興発展と活性化を促進するため、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象商店街）

第2条　この要綱に基づく補助金の支給対象となる商店街（以下「補助対象商店街」という。）は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合

(3) 延岡市商店会連合会に加盟している商店街

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要があると認める商店街

（補助対象照明設備）

第3条　この要綱に基づく補助金の支給対象となる照明設備（以下「補助対象照明設備」という。）は、補助対象商店街が維持管理する照明設備のうち、買い物客等の利用者の利便に供する設備であって、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 街路灯

(2) アーチに設置された照明設備

(3) アーケードに設置された照明設備

(4) 街路灯又はアーケードに付置された統一看板のための照明設備

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要があると認める照明設備

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは除外する。

(1) 当該商店街が広告料又はこれに類する収入を得ている照明設備又は看板等の照明設備

(2) 延岡市防犯灯設置及び維持管理補助金交付規定（昭和45年訓令第2号）に基づく補助金の交付の対象となる照明設備

（補助対象経費）

第4条　この要綱に基づく補助金の支給対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項に規定する補助対象照明設備の電気料金とする。

（補助金の額）

第5条　この要綱に基づく補助金の額は、予算の定めるところにより、補助対象商店街が九州電力株式会社に支払った前年度1月分から当該年度12月分までの補助対象経費の2分の1以内の額とし、一補助対象商店街につき80万円を限度額とする。

（補助金の交付申請）

第6条　規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとする補助対象商店街の代表者は、同条に定める書類のほか、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 照明設備設置状況届出書

(2) 補助対象経費に係わる電気料金領収証又は九州電力株式会社が発行する領収事実証明書

(3) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要があると認める書面

（補助対象商店街の責務）

第7条　補助金の交付を受けた補助対象商店街は、補助の対象となった照明設備の維持管理を適正に行い、環境整備に努めるとともに、商店街の景観の向上に努めなければならない。

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

延岡商工会議所運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条　商工会議所法（昭和28年8月1日、法律第143号）の趣旨に鑑み、本市商工業の振興を図るため、延岡商工会議所に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年2月1日、規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

（補助対象者）

第2条　この要綱の定める補助金の交付対象者は、延岡商工会議所とする。

（補助金の種類）

第3条　補助金の種類は、延岡商工会議所運営費補助金とする。

（補助金の額）

第4条　補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（補助金の交付申請）

第5条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条　市長は、補助金の申請があったときは、規則第4条第1項及び第2項の規定に基づき補助金の交付決定を行い、補助指令書（様式第2号）をもって交付の申請者に対して決定の内容を通知しなければならない。

2　前項の場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付し、又は補助事業の遂行について実地に調査することができる。

（変更等の届出）

第7条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の決定を受けた後に特段の事由が生じた場合、規則第6条、第7条の規定に基づき、申請の取下げ、及び事業の中止又は変更を行なうことができる。

2　補助事業者は、申請の取下げ、及び事業の中止又は変更を行おうとする場合は、あらかじめその内容を申請書（様式第3号）により、市長に提出し承認を受けなければならない。

（補助金の支払い）

第8条　補助金の支払いは、補助事業者の補助金等請求書（様式第4号）による請求に基づき、四半期毎の概算払いによって行うものとする。

（実績報告）

第9条　補助事業者は、当該会計年度終了後 20 日以内に、事業実績報告書に収支決算書、その他指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条　市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。

(2) 補助事業者が補助金を他の用途へ支出する等、補助金の交付目的に著しく反したとき。

附則

この要綱は、平成５年８月１日から施行する。

商店街空き店舗活用支援事業・交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、延岡市商店会連合会（以下「連合会」という。）に加盟する商店街等の空き店舗（以下「空き店舗」という。）に出店する場合、予算の範囲内において、経費の一部を補助することにより、商店街の活性化を図るため、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号。（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この要綱に基づく補助金の交付対象となるものは、延岡市ＴＭＯ（認定事業者：延岡商工会議所）とする。

（補助対象事業）

第３条　補助の交付対象となる事業は、連合会に加盟する商店街等の空き店舗（以下「空き店舗」という。）を活用し、かつ、次の各号すべてに該当する事業とする。

（１）延岡市ＴＭＯにおいて、募集を行い、別添の交付取扱要領等に基づいて審査し、適当と認めた事業とする。

（２）市内に住所を有する個人又は事業所を有する法人が営業する事業とする。

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める業種を除く。

（補助対象経費及び補助額）

第４条　この要綱に基づく補助対象経費は、家賃及び店舗改装工事費とする。

（１）家賃は、月々の家賃の２分の１以内の額又は10万円のいずれかの低い額とし、年度末までの６月間を限度とする。但し、６月以内に事業を中止した場合は、中止した日を含む月の前月分までとする。

（２）店舗改装工事費は、工事費の２分の１以内の額又は70万円のいずれかの低い額とする。但し、事業開始後の工事費は補助対象経費としない。

（補助金の交付申請）

第５条　延岡市ＴＭＯは、前条に定める補助対象経費の交付申請を行なう場合、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第６条　延岡市ＴＭＯは、前条の申請の中止又は変更を行おうとする場合は、規則第７条に規定する申請をしなければならない。

（補助金の支払い）

第７条　補助金は、家賃及び店舗改装工事費それぞれ概算払いとする。

（実績報告等）

第８条　延岡市ＴＭＯは、補助事業完了後（中止の場合は中止後）20日以内又は補助金の交付決定年度の翌年度の４月20日のいずれか早い日までに、事業実績報告書及び指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、必要に応じて前項の報告を受けた場合、補助事業関係者に対して関係書類の提出を求めることができる。

（補助金の返還）

第９条　市長は、延岡市ＴＭＯが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全額若しくは一部の返還を求めることができる。

（１）　不正な手段により、補助金の交付を受けていると認められるとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（助　言）

第10条　延岡市ＴＭＯ及び連合会並びに中小企業相談所は、第３条の事業を行なう者の事業継続を図るため、必要に応じた助言を行なうことができる。

（その他）

第11条　この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成12年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年４月７日から施行する。

商店街空き店舗活用支援事業・交付事務取扱要領

1.　補助対象地域

延岡市商店会連合会に加盟する商店会及び商店街が存在する地域

2.　補助対象者

（1）　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定するものとする。

（2）　（1）の他、商店街への人の流れの創出、賑わいづくり、回遊性の向上に貢献すると審査会において認められたもの。

（3）　出店する商店街組織に加盟するものとする。

（4）　出店後2年以上継続して営業できるものとする。

（5）　昼間の営業ができるものとする。

（6）　市税を完納しているものとする。（転入者の場合は、前住所地で完納していること）

（7）　空き店舗所有者と同一世帯若しくは生計を一にするものでないこと。

（8）　商店街内及び商店街間での移動出店でないものとする。また、各商店街内における不足業種及び賑わい・回遊性の創出が見込まれる出店者を優先させるものとする。

（9）　自己資金を含め資金調達能力が十分に認められるもの、また、募集前及び期間中に着工しているものは対象としないものとする。（但し、募集期間中、交付申請と併せて、事前着工届出を提出した場合は対象とする。）

（10）その他上記以外の事項については、審査会において決定する。

3.　補助対象経費

（1）家賃には、共益費、敷金、礼金、権利金、駐車料金は含まない。

（2）店舗改装工事費は、内装・外装工事に伴うものとする。

4.　申込みに必要な別添書類

（1）　中小企業者の完納証明（法人の場合は、法人と代表者の2通とする）

（2）　許可、認可、登録、届出、免許等を要する事業については、その許認可の写し

（3）　賃貸借契約書及び請負契約書

まちなか活性化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、「延岡市中心市街地活性化基本計画」で定めた地域(以下「中心市街地」という。)のコミュニティ活動拠点施設を活用する「まちなかファンクラブ」（以下「ファンクラブ」という。）などの市民団体等が独自の創意工夫により実施するイベント等に対し、予算の範囲内で補助することにより、まちなかの賑わいや回遊性創出など中心市街地の活性化を図るため、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条　この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、延岡商工会議所（以下「会議所」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ファンクラブ等の市民団体が商店街と協働して行う祭り、賑わい、文化イベントなどの中心市街地の活性化が見込まれる事業で、次の各号の一に該当するものとする。

（1）　まちづくり促進グループの活動
　　のびっこ広場、まちなかイベント工房、ココレッタ延岡、駅前広場などの中心市街地内のコミュニティ活動拠点施設を活用して実施する市民グループの活動を支援する。

（2）　前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事業

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象外事業とする。

（1）　この要綱以外のほかの制度に基づく補助金の交付を受けて実施する事業

（2）　公序良俗に反するもの

（3）　営利を目的としたもの

（4）　前各号に掲げるもののほか市長が特に認めがたい事業

（補助対象経費及び補助額）

第4条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち次の各号に掲げるものとする。また、補助金の額は、予算の範囲内において、150千円を限度とする。

（1）　消耗品費

（2）　会場設営費（会場借上料、機材リース料等とする。）

（3）　宣伝広告費（新聞広告、ＰＲ用ポスター作成料等とする。）

（4）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

（補助期間）

第5条　補助金を交付する期間は、原則、3ケ年とする。但し、市長が特に必要と認める場合はその限りではない。

（補助金の交付申請）
第６条　会議所は、前条に定める補助対象経費の交付申請を行なう場合、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（変更の届出）
第７条　会議所は、前条の申請の中止又は変更を行おうとする場合は、規則第７条に規定する申請をしなければならない。

（補助金の支払い）
第8条　補助金は、概算払いとする。

（実績報告等）
第９条　会議所は、すべての補助事業の完了後（中止の場合は中止後）20日以内又は補助金の交付決定年度の翌年度の４月20日のいずれか早い日までに、事業実績報告書及び事業実施状況写真など指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。
２　市長は、必要に応じて前項の報告を受けた場合、補助事業関係者に対して関係書類の提出を求めることができる。

（補助金の返還）
第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全額若しくは一部の返還を求めることができる。
（１）不正な手段により、補助金の交付を受けていると認められるとき。
（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（その他）
第11条　この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成16年４月８日から施行する。

附　則
この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

共同販売促進支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、商業者の共同で行なう特典付きの販売促進活動の広告・宣伝に係る経費の一部を予算の範囲内で補助することで、消費者への情報提供と商店街の回遊性向上による消費拡大を促進するため、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号。（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この要綱に基づく補助金の交付対象となるものは、延岡商工会議所（以下、「会議所」という。）とする。

（補助対象事業）

第３条　補助の交付対象となる事業は、市内に住所を有する中小企業者で、物品販売を主たる目的としている小売業者の個人あるいは法人、または、商店街など商業機能を有する組織に属する個人あるいは法人事業者が、５名以上の共同で行なう特典付き販売促進活動（以下、「共同販売活動」という。）における広告・宣伝費用で、別に定める審査会において、適当と認めた事業とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める業種を除く。

（補助対象経費及び補助額）

第4条　この要綱に基づく補助対象経費は、共同販売活動における広告・宣伝の経費を対象とし、20万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

２　広告、宣伝費とは、新聞折込、新聞広告等に係る経費とする。

（補助金の交付申請）

第５条　会議所は、前条に定める補助対象経費の交付申請を行なう場合、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第６条　会議所は、前条の申請の中止又は変更を行おうとする場合は、規則第７条に規定する申請をしなければならない。

（補助金の支払い）

第7条　補助金は、精算払いとする。

（実績報告等）

第８条　会議所は、すべての補助事業完了後（中止の場合は中止後）20日以内又は補助金の交付決定年度の翌年度の４月20日のいずれか早い日までに、事業実績報告書及び指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、必要に応じて前項の報告を受けた場合、補助事業関係者に対して関係書類の提出を求めることができる。

（補助金の返還）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全額若しくは一部の返還を求めることができる。

（１）　不正な手段により、補助金の交付を受けていると認められるとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（助　言）

第10条　会議所等は、第３条の事業を行なう者の事業継続を図るため、必要に応じて経営指導等の助言を行なうことができる。

（その他）

第11条　この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成14年　月　日から施行する。

共同販売促進支援事業補助金取扱要領

1．　補助対象地域

市内全域

2．　補助対象者

（1）　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定するものとする。

（2）　共同活動者全員が市税を完納しているものとする。（転入者の場合は、前住所地で完納していること）

（3）　5名以上の共同活動者で行うものとする。

※共同活動者とは、

①小売商業者（物品販売を主たる目的としている小売業者）の個人（特定の販売施設・店を有するもの）あるいは法人事業者の同一業種が共同で行なうもの。

②商店街などの商業機能を有する組織に属する個人（特定の販売施設・店を有するもの）あるいは法人事業者が共同で行なう場合は、業種を問わないものとする。

（4）　割引クーポン発行など景品表示法にそった消費者への利益還元活動をはじめ、市の開催やスタンプラリーなどのイベントによる回遊性創出等による様々なサービス提供を同時に行なう販売促進活動を行うものとする。なお、審査会においては、優れた特典やサービスを行なう活動を優先させるものとする。

（5）　本補助金以外の補助金等をすでに受けている活動、または、募集前に実施したものは補助対象外とする。（ただし、申請後、交付決定前に実施する場合は、事前着工届出書を提出すること。）

（6）　募集は延岡商工会議所で行ない、商店会連合会とともに審査会において適当と認めた事業を決定する。また、上記以外の事項については、関係機関の意見を聴取しながら、審査会において決定する。

3．　補助対象経費

当該年度内（交付決定から年度末まで）に行なう共同販売促進活動のＰＲ用チラシ等の印刷費、新聞折込手数料、新聞広告料等とする。

但し、広告の頒布方法は新聞折込には限らないものとするが、その場合は、方法、費用を明確とする資料を添付すること。

4．　申込みに必要な別添書類

（1）　中小企業者の完納証明（法人の場合は、法人と代表者の2通とする）

（2）　許可、認可、登録、届出、免許等を要する事業については、その許認可の写し

宮崎県地域交通機関運行維持対策補助金交付要綱

平成９年４月１日
企画調整部総合交通課

第１章　総則

（趣旨）

第１条　県は、県民生活に必要不可欠なバス路線等の運行を維持するため、予算の定めるところにより、市町村に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第４９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路線バス事業者　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第３条第１号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(2) 貸切バス事業者　法第３条第１号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(3) 乗合タクシー事業者　法第３条第１号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(4) 廃止路線代替バス　路線バス事業者がバス路線を廃止した場合において、利用者の利便性を確保するために、市町村又は市町村から依頼された貸切バス事業者が運行する路線バスのうち、次の要件に該当するものをいう。

ア　輸送目的が当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じであること。

イ　路線が廃止されて１年以内に運行が開始されること。

ウ　当該廃止された路線の運行系統に競合して、他の路線バス事業者の運行系統、鉄道がないこと。

(5) 代替路線　路線バス事業者がバス路線を廃止した場合において、利用者の利便性を確保するために、市町村が廃止路線代替バス又は廃止路線代替バスと同要件で乗合タクシーを運行する路線をいう。

(6) 第３種生活路線　地方バス路線運行維持対策要綱（平成７年５月２９日運輸省自企第７１条）第４、１、(3)の第３種生活路線をいう。

第２章　運行費補助金

（補助対象市町村及び補助対象路線）

第３条　この補助金は、次に掲げる方式により廃止路線代替バス及び乗合タクシーを運行する市町村を補助対象とする。

(1) 代替路線を市町村がバス及び運転士の確保等を行い自ら運行する方式（以下「直営方式」という。）

(2) 代替路線を貸切バス事業者に依頼して運行する方式（以下「運行依頼方式」という。）

(3) 代替路線を乗合タクシー事業者に依頼して運行する方式（以下「乗合タクシー方式」という。）

(4) 前各号に定めるもののほか、特に知事が必要と認めた手法により運行する方式

2　前項の代替路線は、次の各号に定めるいずれかに該当する路線を補助対象路線とする。

(1) 平成６年９月３０日まで廃止路線代替バスとして地方バス路線運行維持費補助金交付要綱（平成５年９月２８日付運輸省自企第１０１号）に基づく国庫補助を受けた路線及び平成６年１０月１日以降、宮崎県地域交通機関運行維持対策補助金交付要綱（平成７年１１月１日施行）に基づき県補助を受けた路線のうち引続き運行しているもの

(2) 第３種生活路線として前項(1)の国庫補助を受けた路線のうち、バス路線の廃止後、代替路線として運行される路線

(3) 前各号に定めるもののほか、特に知事が必要と認めた路線

（補助対象期間）

第４条　この補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０８条第１項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の９月３０日を末日とする１年間とする。

（補助対象経費及び補助額）

第５条　この補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、次のとおりとする。

(1) 直営方式における補助対象経費は、補助対象期間において、補助対象路線を運行させるために必要な経費（以下「運送費用」という。）から、運賃収入を控除した欠損額とし、補助額はその２分の１以内の額とする。

(2) [redacted]

(3) 乗合タクシー方式における補助対象経費は、補助対象期間において、運送費用から運賃収入を控除した欠損額とし、補助額はその２分の１以内の額とする。

（申請書に添付すべき書類）

第６条　規則第３条第４号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 直営方式　次に掲げる書類

ア　実績報告書（様式第１号）

イ　損益計算書（様式第２号）

ウ　補助対象路線と他の路線バス事業者の運行系統及び鉄道との関係を示した図面等

(2) [redacted]

ア　実績報告書（様式第１号）

イ　補助対象路線と他の路線バス事業者の運行系統及び鉄道との関係を示した図面等

ウ　貸切バス事業者に対する運行依頼書

エ　別に定める貸切バス事業者からの実績報告書

(3) 乗合タクシー方式　次に掲げる書類

ア　実績報告書（様式第１号）

イ　補助対象路線と他の路線バス事業者の運行系統及び鉄道との関係を示した図面等

ウ　乗合タクシー事業者に対する運行依頼書
エ　別に定める乗合タクシー事業者からの実績報告書
2　規則第３条ただし書の規定により、同条第３号の書類は省略する。

（申請書の提出期限）
第７条　規則第３条の規定による補助金等交付申請書は、補助金の交付を受けようとする会計年度の１１月２０日までに提出しなければならない。

第３章　車両購入費補助金

（補助対象市町村）
第８条　この補助金の補助対象となる市町村は、代替路線を直営方式により廃止路線代替バスを運行するために、専用のバス車両を購入する市町村とする。

（補助対象期間）
第９条　この補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０８条第１項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の3月３１日を末日とする１年間とする。ただし、本要綱制定の日から対象とする。

（補助対象経費及び補助額）
第１０条　補助対象となる車両購入費は、市町村が直営方式により廃止路線代替バスの運行の用に供する車両及び当該車両の代替車両の購入費とする。補助対象車両費の額は、車両１両につき次の(a)又は(b)のいずれか少ない方の額を限度とし、補助金の交付額は補助対象車両費の１／２に相当する額とする。
(a)　５００万円から残存価格として１０％を控除した額
(b)　実購入費から残存価格として１０％を控除した額

（補助金の交付申請）
第１１条　規則第３条の補助金等交付申請書は、別記第３号様式によるものとし、対象車両の運行系統とその他の路線バスの運行系統、鉄道との関係を示した地図を添付するものとする。第２章に係る補助金の交付申請を行っている場合は、当該地図を省略することができる。

（申請書の提出期限）
第１２条　規則第３条の補助金等交付申請書は、補助金の交付を受けようとする会計年度の６月１５日までに提出しなければならない。ただし、特に知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

（実績報告）
第１３条　規則第１４条の実績報告書は、別記第４号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。
(1)　車両購入契約書・領収書の写し
(2)　自動車登録事項等証明書の写し

(3) バス車両の主要部分の写真

第４章　その他

（補助条件）

第１４条　規則第５条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 交付を受けた補助金については、この要綱の目的に従って効率的な運用を図るべきこと。

(2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

(3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

（申請の取下げのできる期限）

第１５条　規則第８条第１項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して１０日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第１６条　この補助金は、精算払により交付する。

（財産処分の制限）

第１７条　規則第２１条第１項ただし書並びに同項第２号の規定により知事の定める期間及び財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
補助事業により取得した車両	5年

（書類の提出部数）

第１８条　規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類の部数は、それぞれ１部とし、その様式は規則に定めがあるものを除き、別記に定めるところによる。

附　則

1　この要綱は、平成７年１１月１日から施行し、平成７年度の予算に係る宮崎県地域交通機関運行維持対策補助金から適用する。

2　宮崎県廃止路線代替バス運行対策補助金交付要綱（平成４年６月１０日企画調整部総合交通課定め）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県地域交通機関運行維持対策補助金交付要綱の規定は、平成９年度の予算に係る宮崎県地域交通機関運行維持対策補助金から適用する。

家族旅行村使用料取扱いフローチャート(宿泊施設)

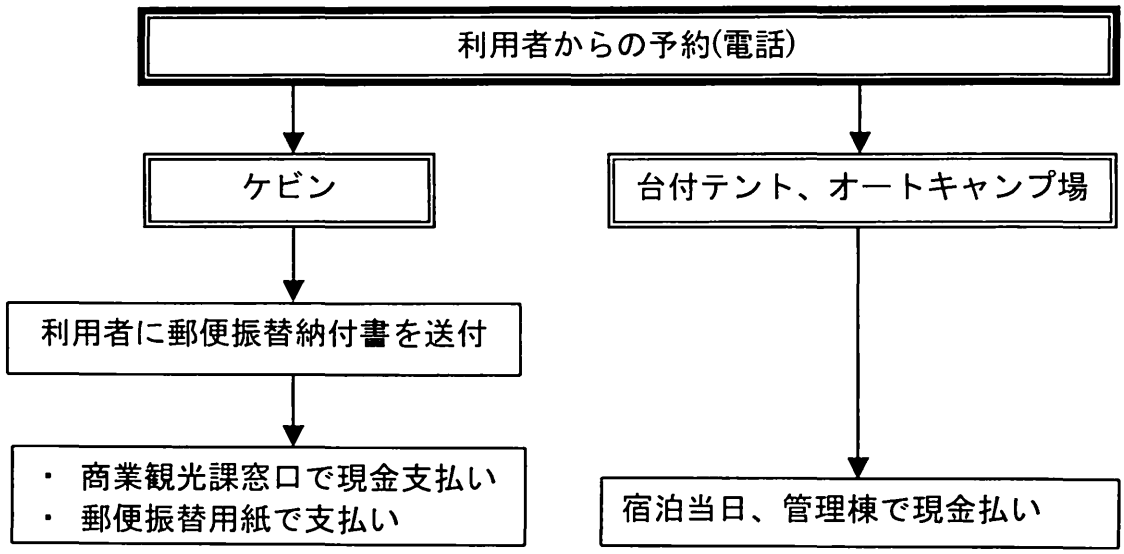

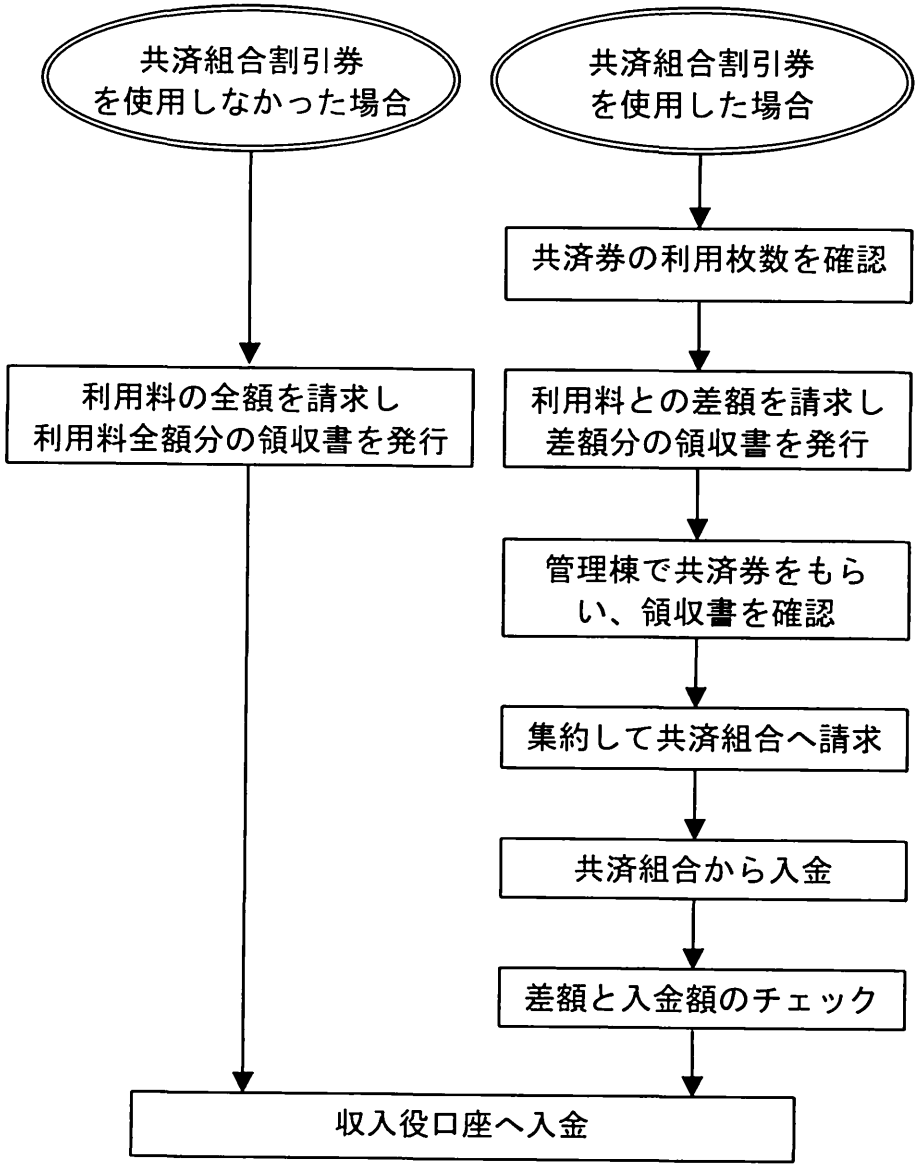

様式第１３号

課所名	商業観光課

起案	決裁	完結	文書分類記号					保存種別	廃棄
平成１５年 2月 6日	平成１５年 15. 2.18 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助記	第 種	平成 年 月 日

担当者	起案責任者 商工部副参事兼商業観光課長	検討者					決裁者
					商工部長	助役	市長
	☎3718						
発信番号（第 号）		意見					
施行 平成 年 月 日		合議者					
あて先		観光振興係	観光振興係長	課長補佐	財政課長	総務部長	企画部長
発信者名							
文書取扱	公印				農林課長	総務課長	企画課長
		意見					

件名　須美江家族旅行村条例の一部改正について（伺い）

（別紙　枚）

須美江家族旅行村の有料施設「ビーチの森すみえ」と「すみえファミリー水族館」（ともに平成７年３月開設）は、それぞれに入場料を設けておりますが、両方の施設を利用する場合の共通割引は設定しておらず、両施設の利用者からは利便性の向上が望まれているところです。

また、近年の両施設利用状況をみると、国道３８８号線の開通により「ビーチの森すみえ」は増加しておりますが「すみえファミリー水族館」は減少傾向にあり、共通割引を行

う事で「すみえファミリー水族館」の利用者増加につながることになります。

また、須美江家族旅行村施設の使用料割引や無料招待等を行い、更なる利用促進を図りたいと考えております。

つきましては、使用料の減免につきまして条例改正を行いたいと思いますがよろしいかお伺いします。

また、条例改正に伴う施行規則の改正につきましては、３月中に別途起案いたします。

記

１．須美江家族旅行村条例の改正

第４条の次に次の１条を加える

(使用料の減免)

第４条の２　市長は、家族旅行村の運営上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

２．施行規則で定める使用料減額(案)　※詳細は別紙の通り

(1) 水族館及び森林レクリエーション施設が使用できる共通券を購入して、水族館に入館し、及び森林レクリエーション施設に入園しようとする場合

＜料　金＞　高校生以上600円(2施設計)→500円、小中学生400円(2施設計)→300円

※共通券導入による使用料収入の影響(平成13年度に基づき推計)

○マイナス要因　既に両施設を利用している利用者の収入減　△412,350円/年

○プラス要因　　一方施設のみ入場者が共通券を利用した場合の収入増

1,000人増　174,762円　(差引△237,588円/年)

2,000人増　349,524円　(差引△ 62,826円/年)

2,500人増　436,905円　(差引　 24,555円/年)

(2) 家族旅行村の利用の促進に資する行事において、市長が特に必要があると認める施設を使用する場合

・施設利用促進のための使用料割引や無料招待等(広報宣伝・営業活動で使用)

~~・延岡市又は旅行村が主催、共催する旅行村イベント等に伴う施設利用~~

第2章 シルバー人材センター事業の理念と位置づけ

1——シルバー人材センター事業の理念

シルバー人材センターの理念は，「自主・自立，共働・共助」という言葉で端的に言い表されていますが，わが国の急速な人口高齢化の中で発想された新しい就業システムです。

それは，高齢のため現役をリタイアした方々等が，主に雇用関係でない何らかの就業を通じて，自己の労働能力を活用し，それによって追加的な収入を得るとともに，自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者に対して，地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を組織的に把握し，提供する高年齢者の自主的な団体です。

したがって，この事業は次のような理念のもとに運営されています。

まず第一に，地域の高年齢者が，自主的にその生活している地域を単位に連帯して，共に働き，共に助け合っていくことを目指しています。

第二には，高年齢者の就業を促進することにより，高年齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに，その家族や地域社会に活力を生み出し，ひいては地域社会活性化につなげていきます。

第三には，働く意欲と能力をもった高年齢者であれば誰にでも参加の道を開き，自主的な組織参加と労働能力の発揮により，豊かで積極的な老後生活の維持と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。

2——シルバー人材センター事業の性格

シルバー人材センターは，高齢化社会の急速な進展に積極的に対応するための施策として，従来とは異なった新たな発想理念のもとに構想されたものです。

すなわち，シルバー人材センターは地域の高年齢者が共働共助し合うことによって，高年齢者の就業を通して福祉の増進を図りながら自主的に運営する団体であり，地域社会に密着した臨時的かつ短期的仕事を家庭，事業所，官公庁等から引き受け，これをシルバー人材センターに加入している会員の希望や能力に応じて提供するという仕組みです。

このため，シルバー人材センターは，地域の高年齢者の就業ニーズと各地域に潜在している仕事や地域で創り出した仕事とを結びつけること，つまり労働能力ないし作業能力の需要と供給の調整を図る機能をもつという面では職業紹介と似ていますが，その団体の性格（行政機関でなく高年齢者の自主的団体），需要と供給の結合の仕方（雇用関係の成立を目的としない）等，種々の面で異なる仕事の需給システムというべきものとなっています。

したがって，シルバー人材センターは営利を目的とする団体でないことはもちろんですが，それ以上に高齢化社会を支える役割を果たすものであり，その点で高度の公共性・公益性を有する団体としての性格を有しているといえます。

3——シルバー人材センターの法的位置づけと性格

シルバー人材センターは，会員の自主的組織である法人としての位置づけと，この組織に参加した会員の働く機会を広げるための事業展開上の法的位置づけと二つに分けて考えることができると思います。

昭和61年10月１日に施行された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」は，①60歳定年制の努力義務，②高年齢者の再就職の促進，③定年退職後等における就業の場の確保，の３本柱の一つとしてシルバー人材センターの役割を明確に位置づけています。

法第46条においては，高年齢者の福祉の増進に資することを目的とした民法第34条の法人であることを条件としており，法第47条においては，雇用によるものでない就業の条件をはじめとする事業展開のあり方を規定しています。

(1) 公益的・公共的性格

法律は，第46条で民法上の法人であると同時に，一つの市町村（特別区を含む）ごとに１個に限り指定ができるものとしています。すなわち，センターは会員である高年齢者の自主的な活動を通じて，会員の就業機会の拡大による福祉の向上を図ると同時に，センターの活動を通じて広く地域の高年齢者の就業ニーズに対応する仕事の創出等，地域の高年齢者の就業についての条件整備に努めながら，入会の条件に合った高年齢者なら誰でも，いつでもセンターに参加できるようにしようとするものです。そして，それにより高年齢者の就業機会の拡大を図り，併せて活力ある地域社会づくりに寄与しようとするものです。

したがって，国や地方公共団体としても，このように高度の公益性・公共性を有するセンターに対し積極的に援助・助成する必要があるのみならず，地域社会が進んでそのセンターの円滑な機能の遂行に協力することが望まれるわけです。

国や地方公共団体に対しては，センターの育成や高年齢者に対する就業機会の確保等について必要な措置を行うよう，法第45条で明確に定めています。

センターは，このような公益的・公共的性格から，その運営にあたっては，特定の経済的・思想的・政治的団体等と異なり，普遍性，中立性を堅持することが必要ですから，地域住民に広く公開されたものでなければなりません。しかも一部地域住民のためのものではなく，センターの趣旨，目的に賛同する高年齢者であれば，思想，信条，宗教，性別，能力等によって何ら差別されることなく，等しく参加する機会が与えられなければなりません。

(2) 自主的団体としての性格

センターの設立，運営にあたって最も重要な点の一つは，会員の自主性，自発性を最大限に尊重するということです。すなわち，組織の運営および仕事の開拓，受注等の事業運営については，できる限り会員自らが，自らの創意と工夫によりその実施にあたること，つまり，センターは会員の自主的な団体であるということを基本原則とすべきです。

したがって，その運営については，高年齢者の自主的活動をあくまで基本とすべきであり，行政はセンターの運営に関与するに際しても，会員の自主性，主体性を損わないよう十分配慮することが必要です。

また，センターの会員は，体力，能力，希望等において多様なものがありますから，これら個々の会員の多様な就業ニーズに対応していく必要があります。会員がその豊富な人生経験，社会経験を生かし，自発性，創意性を発揮して活動していくためには，会員の自主性や共助性が十分生かされるような形でセンターが運営されることが必要で，上からの画一的な処理では十分な対応を望むことはできません。

確かに会員の自主的運営ということは，理念としては望ましいものであっても，その実現においては非常な困難を伴うものですから，設立当初の運営の困難さを短期的にみれば，行政主導による運営のほうがはるかに容易であり効率的だともいえます。しかしながら，長期的にみると，このような運営形式のもとでは，会員は常に上から管理され，与えられる側の存在になってしまい，会員の主体性，積極性が十分発揮されないままに，会員の多くが行政依存的な体質を強めてしまいがちになります。そして結局は，組織活動の沈滞化，会員の過度の行政依存による自主性の喪失と，働くことによる生きがいの感得が減退してしまい，行政および会員の双方にとって不幸な結果を招来するおそれが多分にあります。

今後，人口の高齢化が急速に進展し，高年齢者が数においても人口比率においても急増することが確実だとすれば，高年齢者の就業機会を確保する施策としては，行政依存型の施策ではなく，高年齢者が働くことに生きがいを感じながら積極的に仕事に取り組んでいくことができるよう，また，高齢化社会において，高年齢者自らがその担い手としての責任と自覚をもつことができるような施策を実施していく必要があります。そのためには，センターも会員の自主的な運営を中心にすえることが今後の健全な発展にとって必要不可欠なことといえます。

(3) センターの法的性格

センターは，会員の自主性を十分尊重するという趣旨から団体としての形式は，財産を基盤として運営される財団法人，社会福祉事業法に基づく社会福祉法人方式等ではなく，人の結合を基盤として運営される社団方式をとっています。

社団法人においては，高年齢者である会員はまさに組織の一員として位置づけられ，センター運営は基本的には会員の総意によって決定され，また実質的にはセンターの運営にあたる役員も原則的には会員から選出されるようになります。これによって会員は高い参

加意識をもつことができるなど，会員の自主的で自律的な役割を期待することができます。

これに対し，財団法人は会員に構成員としての地位がなく，単なる登録者となって，いわゆる自主的運営の原理が機能せず，意欲や責任性や自発性が期待できなくなってしまい，活力ある自主性が失われてしまいます。

このような意味から，センターの組織（団体）としての法人格としては民法第34条に基づく公益社団法人であることが要件の一つになっています。

また，センターは，①仕事の受託，請負等を通じて法律関係の主体となること，②事業の運営においては，センターとして資産を所有して独自の活動を行うものであり，また，国，市等から補助金を受け入れる団体であることから，資産関係についての責任の所在とその明確な処理が必要とされること，③健全な運営のために，必要に応じて，都道府県知事の指導監督がなされる場合がある，等の事情からも法人格を有することが必要です。

第3章 シルバー人材センター関係法令・通達

資料1

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（抄）

シルバー人材センター事業は，昭和61年４月30日公布（シルバー人材センターに関する部分は昭和61年10月１日施行）された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和61年法律第43号）に掲げられ，その位置づけが，明確になっています。

本章は，この法律のうちシルバー人材センターに関連する部分を抜すいして記載しましたが，条文の準用，他の法律の適用等が多いため，全国シルバー人材センター協会事務局において，法律の条文のうち必要と認められる箇所の解説，条文の準用の読み方，および他の法律の条文の適用の場合にはその条文を付け加えました。

なお，法律の条文（左），労働省令（中），解説・準用・参考（右）に分け掲載しました。

解説は，法律の条文のうち，さらに他の法律条文等を参考にする必要があるものとしてこれを記載しました。

また，準用については読み替え字句のため，実際の法律等の条文に書かれた条文とは異なっています。

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（抄） 昭和46．5．25　法律68号 改正昭和61．4．30　法律43号 改正昭和61．12．4　法律93号 改正平成１．6．28　法律36号 改正平成２．6．29　法律60号 改正平成４．6．3　法律67号 第１章　総　則 （目　的） 第１条　この法律は，定年の引き上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進，高年齢者等の雇用の促進，定年退職者その他の高年齢退職		中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法 （旧法律名）

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ，もつて高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。 （定　義） 第２条　この法律において「高年齢者」とは，労働省令で定める年齢以上の者をいう。 〈以下略〉 （基本的理念） 第２条の２　高年齢者等は，職業生活の各段階ごとに，その意欲及び能力に応じ，雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され，職業生活の充実が図られるよう配慮されるものとする。 ２　労働者は，自ら進んで，高齢期における職業生活の充実のため，その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に努めるものとする。 （国及び地方公共団体の責務） 第２条の４　国及び地方公共団体は，事業主，労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに，高年齢者等の雇用の促進のために必要な職業紹介，職業訓練等の体制の整備等を行う等，高年齢者等雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。 〈第２章～第４章　略〉		①　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（以下「労働省令」という。）第１条で55歳とされている。（解説） ①　国，事業主に求める施策のみでなく，労働者にも努力義務を課していることがこの法律の特色である。（解説）

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
第５章　定年退職者等に対する就業の機会の確保 （国及び地方公共団体の講ずる措置） 第45条　国及び地方公共団体は，定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため，臨時的かつ短期的な就業を希望するこれらの者について，就業に関する相談を実施し，その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し，その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。		
第６章　シルバー人材センター等 第１節　シルバー人材センター （指　定） 第46条　都道府県知事は，定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し，及びこれらの者に対して組織的に提供することにより，その就業を援助して，これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし，もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人であつて，次条第１項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを，その申請により，市町村（特別区を含む。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会を状況その他の事情を考慮して労働省令で定める基準に従い同項第１号及び第２号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には，都道府県知事が指定	第５章　シルバー人材センター等 第１節　シルバー人材センター （法第46条の労働省令で定める基準） 第44条　法第46条の労働省令で定める基準は，都道府県知事が指定しようとする２以上の市町村の区域が次に掲げる要件に該当することとする。 一　当該２以上の市町村の区域が近接し，かつ，当該区域に定年退職者その他の高年齢退職者が相当数存在すること。 二　当該２以上の市町村の区域において法第47条第１項各号に掲げる業務が行われる場合には，単一の市町村の区域において当該業務が行われる場合に比し，臨時的かつ短期的な就業の機会の状況等にかんがみ，当該業務がより効率的に行われる見込みがあること。	民法第34条 ①　シルバー人材センターの会員は，原則として60歳以上の健康な高年齢者とする。（高年齢者労働能力活用事業実施要綱　昭和55年４月26日付労働省発第80号　改正（昭和61年５月７日労働省発第94号）（解説） （　）内は，２以上の市町村の地域に広域的に設置するシルバー人材センターを示すものである（解説）

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
する２以上の市町村の区域）ごとに１個に限り，同項に規定する業務を行う者として指定することができる。		
一　職員，業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり，かつ，その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。 二　前号に定めるもののほか，業務の運営が適正かつ確実に行われ，高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。		
（業務等） 第47条　前条の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）は，当該指定に係る区域において，次に掲げる業務を行うものとする。 一　臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために，当該就業の機会を確保し，及び組織的に提供すること。 二　臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高年齢退職者のために，無料の職業紹介事業を行うこと。 三　高年齢退職者に対し，臨時的かつ短期的な就業に必要な就業知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 四　前３号に掲げる者のほか，高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業に関し必要な業務を行うこと。 2　シルバー人材センターは，職業安	（無料の職業紹介事業の届出等） 第45条　法第47条第２項の規定により無料の職業紹介事業を行おうとする同条第１項に規定するシルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は，その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が２以上ある場合には，職業安定法施行規則第６条第４項の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。）の長を経て都道府県知事に届け出なければならない。 2　前項の届出に当たつては，無料の職業紹介事業の運営に関する規定を添付しなければならない。 3　管轄公共職業安定所の長は，第１項の届出を受理したときは，受理した日付を届け出た者に通知しなければならない。 4　第１項の届出の手続及び様式は，職業安定局長の定めるところによる。	職業安定法第33条第１項 職業安定法第33条第２項１～３，５ 雇用対策法２条 職業安定法第33条第３項 職業安定法第34条 職業安定法第48条

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
定法第33条第１項の規定にかかわらず，労働省令で定めるところにより，労働大臣に届け出て，前項第二号の無料の職業紹介事業を行うことができる。 3　前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては，シルバー人材センターを職業安定法第33条の２第１項各号に掲げる施設の長若しくは，同項の規定により無料の職業紹介事業を行う者又は雇用対策法第２条に規定する職業紹介機関と前項の規定の実施状況を職業安定法第33条の２第１項の実施状況と，前項の規定による届出を同条第１項の規定による届出とみなして，同条第３項，同法第33条の３第２項，同法第34条第１項ただし書及び第２項，同法第49条第２項並びに同法第65条から第67条までの規定並びに雇用対策法第３章の規定を適用する。この場合において，職業安定法第33条の２第３項中「同項」とあり，及び同法第33条の３第２項中「前条第１項」とあるのは，「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第47条第２項」とする。 4　前２項に定めるもののほか，第２項の規定による無料の職業紹介事業に関し必要な事項は，労働省令で定める。	5　法第47条第２項の規定により届出をして無料の職業紹介事業を行うシルバー人材センターがその事業の全部又は一部を廃止したときは，その旨を，当該廃止の日から10日以内に，文書により，管轄公共職業安定所の長を経て，都道府県知事に届け出なければならない。 6　職業安定法施行規則中，公共職業安定所に適用される規定及びこれに基づく通達は，職業安定局長の定めるところにより，シルバー人材センターの行う無料の職業紹介事業について準用する。 （報告書の提出等） 第46条　法第47条第２項の規定により届出をして無料の職業紹介事業を行うシルバー人材センターは，職業安定局長の定める手続及び様式に従い，帳簿書類を備え付けるとともに，報告書を作成し，これを管轄公共職業安定所の長を経て，職業安定局長に提出しなければならない。 2　管轄公共職業安定所の長は，前項の報告書を受理したときは，速やかにこれを都道府県知事を経て職業安定局長に送付しなければならない。 （準用） 第47条　第41条の規定は，法第46条の規定による指定を受けようとする者について，第42条及び第43条の規定はシルバー人材センターについて準用する。この場合において，第41条第２項第３号中「法第41条」とあるのは「法第47条第１項」と第42条中	（注）職業安定法第32条，第36条，第37条，及び第44条の規定は，シルバー人材センターが行う無料職業紹介事業と関連しない。 職業安定法第65条～第67条 第65条　次の各号の一に該当するものはこれを６箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 （第一号及び第二号略） 三　第33条の２第１項の規定

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
	「法第44条」とあるのは「法第48条」と，第43条第１項中「法第42条第１項前段」とあるのは「法第48条において準用する法第42条第１項前段」と同条第２項中「法第42条第１項後段」とあるのは「法第48条において準用する法第42条第１項後段」と同条第３項中「法第42条第２項」とあるのは「法第48条において準用する法第42条第２項」と読み替えるものとする。	による届出をしないで，無料職業紹介事業を行った者（以下略） 第66条　左の各号の一に該当する者は，これを十万円以下の罰金に処する。 第67条　この法律の違反行為をした者が，法人又は人の事業又は業務について，当該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合においては，行為者を罰する外，当該法人の代表者又は人が普通の注意を払えば，その違反行為を知ることができるときは，その法人の代表者又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。 ２　法人又は人が違反の計画を知り，その防止に必要な措置を講じなかつた場合，違反行為を知り，その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては，当該法人の代表者又は人も行為者として，これを罰する。
	第２節　都道府県高年齢者雇用安定センター	雇用対策法第３章 第８条，第９条
	（指定の申請） 第41条　法第40条の規定による指定を受けようとする者は，次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一　名称及び住所 二　代表者の氏名 三　事務所の所在地 ２　前項の申請書には，次に掲げる書面を添付しなければならない。 一　定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 二　資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類	職業安定法第16条から第18条

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
	三　法第41条に規定する業務に関する基本的な計画 四　役員の氏名及び略歴を記載した書面 （名称等の変更の届出） 第42条　法第44条において準用する法第24条第３項の規定による届出をしようとする都道府県高年齢者雇用安定センターは，次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。 一　変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地） 二　変更しようとする日 三　変更の理由 （事業計画書等の提出） 第43条　法第42条第１項前段の事業計画書及び収支予算書の提出は，毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては，その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。 2　都道府県高年齢者雇用安定センターは，法第42条第１項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは，停滞なく，変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。 3　法第42条第２項の事業報告書及び収支決算書の提出は，毎事業年度終了後３月以内に行わなければならない。	
（準　用） 第48条　第24条第２項から第４項まで，第37条，第42条及び第43条の規定は，シルバー人材センターについて準用する。この場合において，これらの		第24条第２項から第４項（準用） 第24条第２項 2　都道府県知事は，第46条の指定をした時は，同条の指定

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
規定中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と，第24条第２項中「前項」とあるのは「第46条」と，「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域」と，第37条中「この節」とあるのは「第６章第１節」と，「第25条」とあるのは「第47条第１項」と，第43条第１項中「第40条」とあるのは「第46条」と，同項第１号中「第41条」とあるのは「第47条第１項」と，同項第３号中「この節」とあるのは「第６章第１節」と，同項第４号中「次条」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。 第２節　全国シルバー人材センター協会 （指　定） 第49条　労働大臣は，シルバー人材センターの健全な発展を図るとともに，定年退職者その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより，高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人であつて，次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを，その申請により，全国を通じて１個に限り，同条に規定する業務を行う者として指定することができる。 （業　務） 第50条　前条の指定を受けた者（以下「全国シルバー人材センター協会」という。）は，次に掲げる業務を行うものとする。		を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。 3　シルバー人材センターは，その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとする時は，あらかじめ，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4　都道府県知事は，前項の届出があった時は，当該届出に係る事項を公示しなければならない。 （監督命令） 第37条　都道府県知事は，第６章第１節の規定を施行するために必要な限度において，シルバー人材センターに対し，第47条第１項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 （事業計画等） 第42条　シルバー人材センターは，毎事業年度，労働省令で定められるところにより，事業計画書及び収支予算書を作成し，都道府県知事に提出しなければならない。これを，変更しようとする時も同様とする。 2　シルバー人材センターは，労働省令で定めるところによ

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
一　シルバー人材センターの業務に関して啓発活動を行うこと。 二　シルバー人材センターの業務に従事する者に対する研修を行うこと。 三　シルバー人材センターの業務について，連絡調整を図り，及び指導その他の援助を行うこと。 四　シルバー人材センターの業務に関する情報及び資料を収集し，並びにシルバー人材センターその他の関係者に対し提供すること。 五　前各号に掲げるもののほか，シルバー人材センターの健全な発展及び定年退職者その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進するために必要な業務を行うこと。 （準　用） 第51条　第24条第２項から第４項まで，第37条，第42条及び第43条の規定は，全国シルバー人材センター協会について準用する。この場合において，第24条第２項中「前項」とあるのは「第49条」と，第37条中「この節」とあるのは，「第６章第２節」と「第25条」とあるのは「第50条」と，第43条第１項中「第40条」とあるのは，「第49条」と，同項第１号中「第41条」とあるのは「第50条」と，同項第３号中「この節」とあるのは第６章第２節と，同項第４条中「次条」とあるのは，「第51条」と読み替えるものとする。 第８章　雑　則 （聴　聞）		り，毎事業年度終了後，事業報告書及び収支決算書を作成し，都道府県知事に提出しなければならない。 （指定の取り消し等） 第43条　都道府県知事は，シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当する時は第46条の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。 一　第47条第１項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる時。 二　指定に関し不正の行為があった時。 三　第６章第１節の規定又は当該規定に基づく命令に違反した時。 四　第48条において準用する第37条の規定に基づく処分に違反した時。 五　第57条第１項の条件に違反した時。 ２　都道府県知事は，前項の規定により指定を取り消した時は，その旨を公示しなければならない。 第24条第２項から第４項 ２　労働大臣は，第49条の指定をした時は，同条の指定を受

法律（抄）	労働省令	解説・準用・参考等
第56条　労働大臣及び都道府県知事は，次に掲げる処分をしようとする時は，労働省令で定めるところにより，あらかじめ期日及び場所を指定して，聴聞を行わなければならない。 一　第34条第２項の規定による役員の解任命令 二　第38条第１項の規定による指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部に停止命令 三　第43条第１項（第48条及び第51条において準用する指定の取り消し ２　前項の聴聞に際しては，当該処分に係る者に意見を述べ，及び証拠を提出する機会を与えなければならない。 （指定の条件） 第57条　この法律の規定による指定には，条件を付け，及びこれを変更することができる。 ２　前項の条件は，当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り，かつ，当該指定を受ける者に不当な業務を課することとなるものであつてはならない。 （権限の委任） 第58条　この法律に定める労働大臣の権限は，政令又は労働省令で定めるところにより，その一部を都道府県知事又は公共職業安定所長に委任することができる。 〈第９章　略〉		けた者（以下「全国シルバー人材センター協会」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。 ３　全国シルバー人材センター協会は，その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとする時は，あらかじめ，その旨を労働大臣に届け出なければならない。 ４　労働大臣は，前項の届出があった時は，当該届出に係る事項を公示しなければならない。 （監督命令） 第37条　労働大臣は，第６章第２節の規定を施行するために必要な限度において，全国シルバー人材センター協会に対し，第50条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 （事業計画等） 第42条　全国シルバー人材センター協会は，毎事業年度，労働省令で定めるところにより，事業計画書及び収支予算書を作成し，労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとする時も，同様とする。 ２　全国シルバー人材センター協会は，労働省令で定めるところにより，毎事業年度終了後，事業報告書及び収支決算書を作成し，労働大臣に提出しなければならない。

延岡市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、商店街が空き店舗や駐車場、またはアーケード等を活用して、街の更なる賑わいや回遊性づくりなど活性化への相乗効果が見込まれる事業の一部を予算の範囲内で補助することにより、商業の健全な振興発展と街の活性化を促進するため、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条　この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、延岡商工会議所（以下「会議所」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、延岡市商店会連合会（以下「連合会」という。）及び連合会加盟商店街が協賛等で行うもので、地域住民とのコミュニティ貢献や、活気・賑わい、回遊性の創出などに相乗効果が見込まれる事業で、次の各号の一に該当するものとする。

（1）　地場産品及び特産品を生かした事業
（2）　歴史・文化などの地域資源や門前町などの延岡らしさを生かした事業
（3）　フェスティバルなど地域コミュニティに貢献する事業
（4）　前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事業

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象外事業とする。

（1）　この要綱以外のほかの制度に基づく補助金の交付を受けて実施する事業
（2）　スタンプ事業
（3）　公序良俗に反するもの

（補助対象経費及び補助額）

第4条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるものとする。また、補助金の額は、予算の範囲内において、初年度が150千円、2年目以降は100千円を限度とする。但し、連合会が直接行う事業であって、市長が特に必要と認める場合は200千円を限度とする。

（補助期間）

第5条　補助金を交付する期間は、会議所が、補助金の趣旨・目的等を鑑みながら、補助対象事業の平等性、効率性、補完性、独自性、需要度や定着度、さらには採算性等を一定期間(概ね3ケ年)経過後に審査し、補助対象事業毎に決定することができる。

（補助金の交付申請）

第6条　会議所は、前条に定める補助対象経費の交付申請を行なう場合、規則第3条に規定

する補助金等交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第７条　会議所は、前条の申請の中止又は変更を行おうとする場合は、規則第７条に規定する申請をしなければならない。

（補助金の支払い）

第８条　補助金は、概算払いとする。

（実績報告等）

第９条　会議所は、すべての補助事業完了後（中止の場合は中止後）20日以内又は補助金の交付決定年度の翌年度の４月20日のいずれか早い日までに、事業実績報告書及び事業実施状況写真など指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、必要に応じて前項の報告を受けた場合、補助事業関係者に対して関係書類の提出を求めることができる。

（補助金の返還）

第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全額若しくは一部の返還を求めることができる。

（１）　不正な手段により、補助金の交付を受けていると認められるとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

（別表１）

項目	内容
報償費	当該イベントの開催に係る出演者等への謝金、来場者への景品もしくは参加賞
旅費交通費	当該イベントの開催に係る出演者等への旅費
消耗品費	当該イベントの開催に直接必要となる事務用品、材料、道具等の購入に要する費用
印刷製本費	当該イベントの開催の周知に必要なポスターやチラシの作成に要する費用
広告費	当該イベントの開催の周知に必要な新聞広告等の掲載費要
使用料・賃借料	当該イベントの開催に直接必要となる会場設営費や機材リース料
その他の経費	当該イベントの開催に必要な経費で、市長が特に必要と認めるもの

延岡市小規模企業特別融資制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は国の全国統一保証制度の対象である本制度を運用することにより、延岡市内の小規模企業者に対する事業資金の調達を円滑にし、もって小規模企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業信用保険法第２条第２項に規定するものをいう。

（資金の預託及び融資）

第３条　市長は、本制度と延岡市中小企業特別融資制度の運用のため毎年予算に定める額を宮崎銀行延岡営業部、宮崎太陽銀行延岡支店、延岡信用金庫本店、西日本シティ銀行延岡支店、大分銀行延岡支店、鹿児島銀行延岡支店及び熊本県信用組合北方支店に対し、決済用預金で預託するものとする。

２　市長は、前項に基づく預託について、宮崎銀行延岡営業部、宮崎太陽銀行延岡支店、延岡信用金庫本店、西日本シティ銀行延岡支店、大分銀行延岡支店、鹿児島銀行延岡支店及び熊本県信用組合北方支店と預託契約を締結するものとする。

３　この要綱に基づく融資（以下単に「融資」という。）を取り扱う金融機関は、市内にある宮崎銀行の営業部、各支店及び出張所、宮崎太陽銀行の各支店、西日本シティ銀行延岡支店、大分銀行延岡支店、鹿児島銀行延岡支店、延岡信用金庫の本店及び各支店、熊本県信用組合北方支店（以下「金融機関」という。）とする。

４　金融機関は、原則として第１項の規定により預託された額の５倍に相当する金額の範囲内で融資するものとする。

（信用保証）

第４条　融資には、宮崎県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付するものとする。

（保証料の補助）

第５条　市長は、債務保証を行う協会に対し補助金を交付することにより、本制度を利用する小規模企業者を助成する。

２　前項の規定により交付する補助金の対象経費は、規定期間（前年度３月から当該年度２月まで）における各保証料率区分の保証債務平均残高に、信用保証料率を乗じて計算された信用保証料の合計額とする。補助率は信用保証料率のうち1.25%までを上限とする。

（融資の対象）

第６条　この要綱により融資を受けることができる小規模企業者（以下「申込人」という）は、次の各号に掲げる条件を具備していなければならない。

（１）市内に事業所を有し、協会の保証対象業種を営む個人又は法人であること。

（２）申込みのときまでに、納期の到来している市税等を完納していること。

（３）経営の内容及び資金の使途が明確であること。

（４）手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

（融資の条件）

第７条　融資の条件はつぎのとおりとする。

（１）融資の限度額	１企業について 1,000 万円以内。ただし、本制度の貸付残高と既存の協会の保証付き貸付残高の合計が 1,250 万円以内であることを要する。また、本制度の貸付残高と延岡市中小企業特別融資制度との貸付残高の合計が 1,000 万円以内であることを要する。
（２）融資期間	84 ヶ月以内
（３）据置期間	12 ヶ月以内
（４）資金の使途	事業経営上必要な運転及び設備資金
（５）保証人	個人事業主の場合は原則として不要。法人事業主の場合は原則として代表者のみとする
（６）担保	金融機関及び協会において必要と認めたときには徴することができる
（７）貸付利息	年 2.4%
（８）信用保証料	財務情報に定性要因を加味して協会が定める料率により計算された額

（融資申込手続）

第８条　申込人は、金融機関が定める借入申込書及び協会が定める信用保証委託申込書を市長経由の上、協会に提出しなければならない。

（審査及び決定）

第９条　協会は前条の書類の送付を受け、融資保証を適当と認めたものについては金融機関に信用保証書を送付するとともに申込人及び市長にその旨を通知するものとする。

２　金融機関が前条の書類の送付を受けたときは、金融機関において書類を審査し、融資適当と認めたものについては、同制度による取扱いができるものとする。

（融資）

第１０条　金融機関は、協会の信用保証書の送付を受けた申込みについては、ただちに融資するものとする。

（保証及び融資の区分経理）
第１１条　協会及び金融機関は、この要綱に基づく融資に係る事務処理については、他のものと区別し、その経理を明確にしなければならない。

（報告及び調査）
第１２条　協会は、市長が別に定める様式により毎月の保証状況を翌月15日までに市長に報告しなければならない。
２　市長は、必要と認める場合は前項に基づく報告の内容及び帳簿について実地に調査することができる。

（貸付金の返還）
第１３条　市長は、金融機関がこの要綱の規定に違反したときは第３条第１項に規定する預託金の返還を求めることができる。

（繰上償還）
第１４条　市長は、この制度により融資を受けた者が次の各号の１に該当するときは、協会と協議の上、融資額の全部又は一部についてその償還期限を繰上げさせるものとする。
（１）資金を目的以外に使用したとき。
（２）虚偽の申請その他不正の手段により貸付を受けたとき。
（３）前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（協議）
第１５条　市長は必要があるときは協会及び金融機関と協議することができる。

（その他）
第１６条　この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則
この要綱は、平成１９年１０月１日から実施する。

附則
１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
２　この要綱による改正後の延岡市小規模企業特別融資制度要綱の規定は、平成２０年４月１日以降に第８条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

附則
１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
２　この要綱による改正後の延岡市小規模企業特別融資制度要綱の規定は、平成２３年４月１日以降に第８条の規定による申込手続をした者から適用し、同日前に同条の規定による申込手続をした者については、なお従前の例による。

大規模小売店舗立地庁内連絡会議設置要綱

商工観光部 商業観光課

（名称及び目的）

第１条　大規模小売店舗の立地に際し、周辺地域の生活環境を保持し、立地の適正化を図るため、大規模小売店舗立地庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1)　大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、指針に基づく調査及び審査に関すること。

(2)　その他大規模小売店舗の立地の適正化に関すること。

（組　織）

第３条　連絡会議は、別表に掲げる職の委員をもって組織する。

２　連絡会議に会長を置き、会長は商業観光課長の職にある者をもって充てる。

３　会長は、連絡会議を代表し、会務を統括する。

４　会長に事故がある時は、あらかじめ会長の指定する者がその職務を代理する。

（会　議）

第４条　連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外に関係職員やその他関係者に会議への出席を求め、指針に基づく意見等を聞くことができる。

（事務局）

第５条　連絡会議の事務局は、商工観光部商業観光課に置く。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成12年7月21日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から第３条（別表）及び第５条を改正する。

この要綱は、平成22年4月1日から第３条（別表）を改正する。

この要綱は、平成23年4月1日から第３条（別表）を改正する。

別表（第３条関係）

区　分	所　　属　　名		職　　名
会　長	商工観光部	商業観光課	商業観光課長
委　員	総　務　部	危機管理室	危機管理室長
	企　画　部	企　画　課	企画課長
	市民環境部	生活環境課	生活環境課長
		地域交通安全推進室	地域交通安全推進室長
		資源対策課	資源対策課長
	都市建設部	土　木　課	土木課長
		都市計画課	都市計画課長
		建築指導課	建築指導課長
	上下水道局	下水道課	下水道課長

チャレンジショップ出店支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の商店街の活性化を図るために交付するチャレンジショップ出店支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号。第６条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「チャレンジショップ」とは、新たに店舗等の出店を検討している者が消費者ニーズや経営手法などを実践し、検証するために試行的に出店する店舗をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、国又は県の中小商業活性化に係る補助金の交付を受けてチャレンジショップの設置及び運営を実施する者とする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象事業は、延岡市商店会連合会に加盟する者が所有する商店街の空き店舗を活用したチャレンジショップの設置及び運営とする。

（補助対象経費及び補助額）

第５条　補助金の交付対象経費は、チャレンジショップの設置及び運営に係る経費（次に掲げるものに限る。）であって、出店する店舗における営業の種類に応じて市長が必要と認める経費とする。

(1) 国又は県の中小商業活性化に係る補助金の交付要綱において、当該補助金の補助対象経費として定める経費

(2) 厨房機器購入費その他これに類する経費

２　前項に規定する経費のうち、国の中小商業活力向上補助金の交付を受ける経費については、この要綱に基づく補助金は交付しない。

３　補助金の交付限度額は、１事業当たり3,000千円とする。

（財産の管理及び処分の制限）

第６条　補助金の交付を受けて取得した財産の管理及び処分については、規則第13条に定めるもののほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条並びに同法施行令第13条及び第14条の規定の例による。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

延岡市中小企業口蹄疫緊急対策資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第１条　平成２２年口蹄疫の発生により影響を受けた市内の中小企業者及び組合の経営の安定を図るため、利子補給金を交付するものとする。

２　この要綱に基づく補助金の交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和５０年規則第２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるところとする。

（補助対象者）

第２条　利子補給を受けることができる者は、宮崎県緊急経営対策資金口蹄疫緊急対策貸付の利用者のうち、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。ただし、他の市町村において当該利子補給金を受ける者は除く。

(1)　市内に住所もしくは事業所を有する個人又は市内に事業所を有する法人及び組合

(2)　市税の滞納がないこと

（補助対象資金）

第３条　利子補給金の対象は、宮崎県緊急経営対策資金口蹄疫緊急対策貸付資金とする。

（利子補給の率及び期間）

第４条　利子補給率は、年 2.2 パーセントとし、その期間は融資を受けた日から３年間とする。ただし、融資利率が年 2.2 パーセントを下回るときは、その率とする。

（添付書類）

第５条　補助対象者は、利子補給金の交付申請に際し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)　融資状況証明書（様式第１号）

(2)　市税を完納していることを証する書類

（利子補給金の交付方法）

第６条　利子補給金は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの期間（融資を受けた初年度は、融資日から 12 月 31 日までの期間）における当初の約定に基づいた償還実績（遅延損害金を除く。）に応じた額を交付する。

（申請書の提出期限）

第７条　申請書の提出期限は、毎年１月 31 日までとする。ただし、市長が提出期限の延長を認めた場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公表の日から施行し、平成22年4月28日から適用する。

（この告示の失効）

2　この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

【延岡市中小企業技術改善費補助金交付要綱】

(目的)
第 1 条　中小企業者の技術改善を奨励し、もって本市地場産業の振興を図るため、予算の定めるところにより、市内の中小企業者に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和 50 年規則第 2 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助対象者)
第 2 条　この要綱に定める補助金の交付対象者(以下「中小企業者」という。)は、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者及び中小企業等組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する協同組合等であってその主たる事業所の所在地を本市に置くものとする。

(補助金の種類)
第 3 条　補助金の種類は、延岡市中小企業技術改善費補助金とする。

(補助対象経費及び補助金額)
第 4 条　補助金の交付の対象となる経費は、中小企業者等が行う新製品又は新技術の開発に要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。
2　補助金の額は、予算の範囲内で、前項で認めた経費の合計額の 3 分の 2 以内の額とし、その上限は 100 万円とする。

(補助金交付申請書の添付書類)
第 5 条　規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、新製品(新技術)開発概要説明書とする。

(遂行状況報告書)
第 6 条　補助事業は、交付決定を受けた日から事業完了予定日までの過半の期間が経過した日までの補助事業の遂行状況をその日から 2 週間以内に市長に報告しなければならない。
2　市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況について実地に調査することができる。

(補助金等請求書の添付書類)
第 7 条　規則第 9 条に規定する補助金請求書に添付すべき書類は、開発結果報告書とする。

(補助金の支払い)
第 8 条　補助金の支払いは、清算払いによって行う。
(交付決定の取消)
第 9 条　市長は、補助事業者が、虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定若しくは交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)
第 10 条　規則第 13 条第 2 号に規定する市長が定める財産の種類は、取得価格又は効用の増加した額が 20 万円以上の機械及び重要な器具とする。
2　前項に定める財産に係る規則 13 条の承認は、財産処分等承認申請書を市長に提出してこれを受けなければならない。
3　市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。
4　第 1 項に定める財産に係る規則第 13 条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定するそれぞれの財産の耐用年数の 2 分の 1 を経過したときとする。

(実施結果の企業化及び報告)
第 11 条　補助事業者は、補助事業の成果の企業化に努めなければならない。
2　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間、毎会計年度終了後 20 日以内に、当該事業に係る前年度中の企業化状況について、企業化状況報告書を市長に提出し、報告しなければならない。

(工業所有権に関する届出)
第 12 条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権(以下「工業所有権」という。)を補助事業年度の終了後 3 年以内に出願し、若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を取得した場合には、当該年度の終了後 20 日以内に工業所有権届出書を市長に提出しなければならない。

(収益納付)
第 13 条　市長は、企業化状況報告書および工業所有権届出書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が補助事業の成果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納入させることができるものとする。

(補助事業の成果の発表)
第 14 条　市長は、補助事業による新製品及び新技術の開発が完了したときは、その研究成果を発表させ、又その成果の利用を指示することができる。

2　前項に規定する成果の利用の指示のうち、特許出願又は実用新案登録出願に係る成果の利用指示は、特許法(昭和 34 年法律第 121 号)第 64 条第 2 項の規定に基づき特許出願の出願公開が特許公報に掲載された後、又は実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)第 14 条第 3 項の規定に基づき実用新案権の設定の登録が実用新案公報に掲載された後に行うものとする。

別 表

（新製品及び新技術の開発に要する経費であって補助金の交付の対象となる経費）

1 原材料及び副資材の購入に要する経費
2 構築物の購入、建造、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費
3 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費
4 工業所有権の導入に要する経費
5 外注加工に要する経費
6 技術指導の受け入れに要する経費
7 その他、市長が特に必要と認める経費

附 則

この要綱は、平成6年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

製造業等技術製品出展助成事業　交付内規

（目的）

市内企業者の受発注の促進、販路拡大を奨励し、本市産業の振興を図るため、県内外で開催される技術製品の展示会・見本市等への出展に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（補助対象者）

主たる事業所の所在地を本市に置く中小企業者・団体で、市税等を完納している者。

（補助対象となる展示会等）

当制度では、上記目的を総合的に勘案し、下記の展示会・見本市に限定する。

① みやざきテクノフェア
② 九州・沖縄中小企業テクノフェア
③ 機械要素技術展（Ｍ－ＴＥＣＨ）
④ その他、特別に市長が認めるもの

（補助対象経費）

【県内出展の場合】

①　出展小間料

【県外出展の場合】

① 会場経費（展示会・見本市等の出展小間料、装飾費、機器等のレンタル代等）
② 搬送費（展示会・見本市等の出展に関する資材等の搬送費）
③ 広報・宣伝活動費（パンフレット等作成費等）
④ 旅費（担当派遣職員の出張旅費等）

（補助率、補助限度額）

① 補助率

県内外出展ともに補助対象経費総額の１／３以内

② 限度額

【県内出展の場合】１件あたり 100,000 円

【県外出展の場合】１件あたり 20,000 円

（他の補助制度の併用）

（財）宮崎県産業支援財団※等の各種補助制度との併用は、各補助額の合計が補助対象経費総額を超えない範囲において、原則として可とする。

※「販路開拓活動支援補助金」・・・補助率２／３限度額 40 万円

（共同受注団体への支援）

当制度に関わらず、市内共同受注団体の県外出展に対する特別な支援措置を講じる場合、その予算は市長が別に定める。

制定　平成 17 年 2 月 14 日
改訂　平成 17 年 4 月 1 日
　　平成 19 年 4 月 1 日
　　平成 20 年 4 月 1 日
　　平成 24 年 4 月 1 日

【延岡市中小企業大学校研修派遣事業補助金　交付要綱】

（目的）

第１条　この要綱は、市内中小企業者の実践的かつ体系的な研修の受講に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業における人材の育成を図り、もってその振興に寄与することを目的とし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和 50 年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に規定する中小企業者であってその主たる事務所の所在地を本市に置くもの（以下「中小企業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費は、中小企業者（法人の場合にあってはその代表者）又はその従業者が中小企業大学校において開講される研修を受講する際に要する受講料（以下「受講料」という。）とする。ただし、中小企業指導担当者研修及び団体職員研修並びに中小企業者が国の能力開発給付金制度の助成を受けて受講する研修の受講料は、この補助金の交付対象としない。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、受講料の額の２分の１以内の額とする。

２　一会計年度の補助金の交付は、一中小企業者につき２回又は２人までとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は、研修日の１週間前までに規則第３条の補助金等交付申請書に受講申込書の写し、受講決定通知書の写し及び市税等の完納を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の請求）

第６条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第９条第１項の補助金等請求書に研修報告書、修了証書の写し及び受講料領収証の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消）

第７条　市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。

(2)　補助事業者又はその従業者の都合により、研修を終了できなかったとき。

附　則

この要綱は、平成９年４月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。

延岡市工業振興ビジョン具現化促進事業補助金　交付要綱

（目的）

第１条　平成19年３月策定の延岡市工業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の具現化を促進するため、予算の定めるところにより、当該目的の達成に資する企業連携組織等の活動に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助対象者）

第２条　この要綱に定める補助金の交付対象者は、以下に掲げるビジョン具現化活動を実施する企業連携組織等であって、当該組織の事務所を本市に置くものとする。

1　中核企業と地場企業の連携によって技術高度化や取引拡大を図る研究・事業
2　一次産業や大学等との連携によって新事業の創出を図る研究・事業
3　ものづくり人材育成の充実化を図る研究・事業

（補助対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費は、前条に規定する補助対象者が行う当該年度内（４月１日～翌年３月31日）の事業費のうち、以下に掲げる経費とする。但し、補助対象者の飲食費及び人件費、当該事業以外の活用が見込まれる物品等の購入費、国県他支援機関が実施する補助制度の導入活用によって補填される経費については対象経費から除くものとする。

1　会場借上費・物品借上費・空調利用費・旅費交通費・印刷製本費
2　試作等研究開発費
3　産業財産権の申請費・導入費
4　活動の拠点となる事務所等の設置費
5　有限責任事業組合等の設立に関する登記費
6　外部講師等の招聘に係る報酬・旅費交通費等
7　専門コーディネータの報酬・旅費交通費等
8　その他、市長が必要と認めるもの

（補助金額・補助割合・補助上限額）

第４条　補助金の額は、当該年度予算の範囲内で、前条に掲げる補助対象経費（１～6の計）のうち２分の１以内の額とし、補助金の上限を以下（1 または 2）の基準により定めるものとする。なお、その基準判断については、活動の進捗等を総合的に勘案の上、市長が決定するものとする。また、補助対象経費（7）については、別枠で、2分の１以内の額を補助するものとし、上限額を以下３のとおりとする。

但し､第２条２に該当する延岡市産学官共同研究促進協議会活動については補助割合及び上限額の基準を設けない。

1　事業化への基盤となる研究活動等に対する補助金　　上限額 100,000 円
2　具体的成果が見込まれる事業活動等に対する補助金　　上限額 200,000 円
3　専門コーディネータの報酬・旅費交通費等に対する補助金　　上限額 200,000 円

附　則　この要綱は、公表の日から施行し、平成20年４月１日以後に実施される第２条に掲げるビジョン具現化活動について適用する。

附　則　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

企業立地促進賃料助成事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　市は、市内の空き施設を賃借し事業を開始しようとする者に対して、その賃料の一部を助成し、初期投資を軽減することにより、本市での新事業・新分野の創業ならびに事業規模の拡大を支援することで、雇用を拡大ならびに確保して産業の振興を図るため、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和５０年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のすべてを満たす者をいう。

(1)　延岡市企業立地促進条例第２条に規定する施設のうち、「工場」「試験研究施設」「情報サービス施設」のいずれかを設置する者であること。

(2)　市内の空き施設に入居し、当該施設の所有者との間で賃貸借契約を締結している者であること。

(3)　別表に掲げる要件を満たすこと。

(4)　補助申請時点において、操業を開始しているとともに賃貸借契約日後１年以内であること。

(5)　事業内容が、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがないこと。

(6)　他の賃料助成制度を利用していないこと。

（補助対象経費）

第３条　補助金交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が前条に関わる事業を営むことを目的として、空き施設を賃借する際に支払う賃借料（共益費は含み、敷金・権利金その他これに類する経費は除く。）とする。

ただし、次の各号に該当する場合を除く。

(1)　住居と事務所等を併用する場合（明確な区分が可能である場合を除く。）

(2)　敷地及び機器のみを賃借する場合

(3)　補助対象者の役員及びその家族が賃貸者である場合（賃貸者の役員である場合を含む。）

(4)　補助対象者が、賃貸者と資本関係にある場合、またはこれに類する場合。

（補助対象期間）

第４条　補助対象の期間は、２４ヶ月とする。

（補助の割合）

第５条　補助の割合は、補助対象経費の２分の１以内とする。

（補助金の上限額）

第６条　補助金の上限額は、別表に掲げる額とする。

（採択方法）
第７条　補助事業の採択案件の決定に際しては、企業立地促進賃料助成事業補助申込書に次の各号に掲げる書類を添付して、延岡市工業振興課に提出し事前協議を行うこと。
(1)　事業計画書
(2)　商業登記簿謄本又は住民票抄本
(3)　法人にあっては定款又は規約
(4)　賃貸借契約書の写し
(5)　賃借物件の位置図
(6)　賃借対照表及び損益計算書（商業帳簿の作成を義務付けられている者に限る）
(7)　納税証明書
（住所又は主たる事業所が本市内に所在する者にあっては市税完納証明書、その他の者にあっては主たる事業所を管轄する税務署長の発行する国税納税証明書）
(8)　常時雇用従業員、新規雇用従業員の雇用保険被保険者証の写し
(9)　その他市長が必要と認める書類

（採択の決定）
第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合にはこれを工業振興課で協議し、補助の対象とすることを決定したときは、補助事業者に対し採択決定書により通知する。

（補助金の交付申請）
第９条補助金の交付申請をしようとする者は、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して申請しなければならない。
(1)　雇用者名簿
(2)　雇用者の雇用保険被保険者証の写し
(3)　家賃支払証明書（領収書又は支払いが確認できる書類）の写し
(4)　納税証明書
（住所又は主たる事業所が本市内に所在する者にあっては市税完納証明書、その他の者にあっては主たる事業所を管轄する税務署長の発行する国税納税証明書）
(5)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）
第１０条　市長は、前条の規定による申請があった場合にはこれを審査し、規則第４条の規定により　補助金の交付決定が適当であると認めたときは、規則第５条の規定により補助事業者に対し補助指令書により通知する。

（申請の取下げのできる期限）
第１１条　規則第６条第１項の規定により申請の取下げができる期限は、補助金の交付決定を受領した日から起算して１０日を経過した日とする。

（事業の変更承認申請書等）
第１２条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止し又は変更しようとするときは、規則第７条に規定する事業計画変更中止承認申請書にて申請しなければならない。

（補助金の請求）
第１３条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第９条第１項に規定する補助金等請求書にて市長に請求しなければならない。

（補助金の交付時期および方法）
第１４条　この補助金は、各年度末および補助対象期間後に精算払により交付する。

（交付決定の取消し等）
第１５条　市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定を取消し、補助対象者に対し補助金の交付を停止し、若しくは既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
(1)　補助対象の要件を欠くに至ったとき。
(2)　補助対象の事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。
(3)　虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。
(4)　市税を滞納したとき。
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（補助条件）
第１６条　補助金交付の条件として、次のことを付与するものとする。
(1)　補助事業者は、この補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の状況を明確にした関係書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておくこと。
(2)　補助対象者が自ら空き施設を使用すること。

附　則
この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

別表

要　件		補助金の上限額
新設・新規事業の場合	常時雇用者 ３人以上	１年目（　１ヶ月から１２ヶ月まで）　月１０万円 ２年目（１３ヶ月から２４ヶ月まで）　月　５万円
	新規雇用者 ３０人以上 （情報サービス施設に限る）	月１００万円
増設・既存事業の場合	新規雇用者 ３人以上	１年目（　１ヶ月から１２ヶ月まで）　月１０万円 ２年目（１３ヶ月から２４ヶ月まで）　月　５万円
	新規雇用者 ３０人以上 （情報サービス施設に限る）	月１００万円

延岡市工業団地分譲要綱

（目的）

第１条　この要綱は、工場等を新設又は増設する者に対し、市が造成した工業団地の用地（以下「用地」という。）を分譲することにより、円滑な企業立地を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「工場等」とは、延岡市企業立地促進条例（昭和５９年条例第１８号。以下「条例」という。）第２条第１号から第５号までに規定する工場、試験研究施設、観光施設、流通関連施設及び情報サービス施設をいう。

（分譲価格の決定）

第３条　用地の分譲価格は、当該用地の取得、造成等に要した費用を基準に市長が定めるものとする。

（分譲申込者の資格）

第４条　用地の分譲を受けようとする者（以下「分譲申込者」という。）は、当該用地について、条例第３条の規定に基づく指定を受けることが可能な工場等を新設又は増設するものとする。ただし、当該工場等以外のものを新設又は増設するものであって、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りでない。

（分譲の方法）

第５条　市長は用地を分譲しようとするときは、事前に用地の分譲に関する公告、広報等を行うとともに、一定の受付期間を設け、分譲申込者からの申込みを受け付けるものとする。

２　市長は、前項の受付期間が満了した場合において、申込みがなかった用地については、随時申込みを受け付けるものとする。

（分譲の申込み）

第６条　分譲申込者は、工業団地分譲申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（分譲の決定）

第７条　市長は、前２条の規定に基づき工業団地分譲申込書の提出があったときは、条例第１２条に規定する延岡市企業立地審議会の報告に基づき、適当と認める分譲申込者を用地の買受人として決定するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（用地分譲時の条件）

第８条　市長は、買受人と用地の売買契約を締結するときは、買受人に対し次の条件を付するものとする。

(1)　売買契約の締結の日（売買契約の締結の日において、用地に係る都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為が完了した旨の公告がないときは、当該公告があった旨の市からの通知があった日。以下同じ。）から起算して1年以内に工場等の建設に着手するものとし、買受人が工業団地分譲申込書に添付する事業計画書に掲げる期日までに操業を開始すること。

(2)　売買契約の締結の日以後、工場等を建設し操業を開始する日までの間において、用地に質権、抵当権その他の権利を設定しようとする場合又は用地を工場等の建設以外の目的に使用しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3)　売買契約の締結の日以後、用地を他人に貸し付け、又は所有権を移転しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4)　売買契約の締結の日以後において、次の一に該当することとなったときは、遅滞なく市長にその旨を通知しなければならないこと。

ア　解散し、合併し、又は営業を停止し、若しくは譲渡したとき。

イ　商号、住所又は代表者を変更したとき。

ウ　強制執行、仮差押え若しくは仮処分を受け、又は競売の申立てを受け、若しくは和議の申立てをしたとき。

エ　整理開始、更正手続開始又は破産の申立てをされ、若しくは自ら申立てをしたとき。

(5)　第3号又は第4号（イを除く。）に規定する場合において、市長が必要があると認めるときは、市が用地を当初の売買価格で買い戻すことができるものであること。

（分譲の特例）

第9条　市長は、延岡市土地開発公社が所有する工業団地の用地について、同公社から分譲の依頼があったときは、この要綱に定める基準に準じて当該用地の分譲に関する事務を行うことができるものとする。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成7年11月13日から施行する。

【緊急地域雇用創出特別基金市町村補助事業実施要領】

平成13年12月25日制定
平成15年 7月 1日制定
商工観光労働部労働政策課

第１　趣旨

県は現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、宮崎県緊急地域雇用創出特別基金条例（平成１３年宮崎県条例第２２号）に基づき造成された基金を財源として市町村（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１条の３第３項に規定する特別地方公共団体を含む。以下同じ。）に対し補助金を交付し、市町村が地域の実情に応じて、創意工夫に基づいた事業（以下「基金事業」という。）を実施することにより、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図ることとする。

第２　基金事業の内容

基金事業は、次に掲げる事業とする。

（１）　一般事業における委託事業

雇用・就業機会の創出を図るために、民間企業及び特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）等に対する委託により行う事業。

（２）　中小企業特別委託事業

中小企業における雇用の安定や雇用機会の創出を図るために、緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領（平成１５年２月１０日付け厚生労働省発職第0210001号。以下「厚生労働省実施要領」という。）第６の２に該当する企業に対する委託により行う事業。

（２）　直接実施事業

雇用・就業機会の創出を図るために、自ら実施することができる事業

第３　一般事業における委託事業

１　委託する団体の範囲

委託する団体の範囲は、法人企業、ＮＰＯ法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの（以下「委託先」という。）とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体に委託してはならない。

２　委託事業の対象

基金事業の対象となる一般事業における委託事業は、次のとおりとする。

（１）　厚生労働省実施要領別紙「推奨事業例」を参考に市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

（２）　建設・土木事業及び市町村において当該事業の実施による直接的な収益を見込んだ事業でないこと。

（３）　雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

3　委託契約等

委託事業の委託契約には、次の事項を含めなければならないものとする。

（1）　事業費に占める人件費割合の目標値

（2）　事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合の目標値

（3）　厚生労働省実施要領第５の３に規定する事項

第４　中小企業特別委託事業

1　委託する団体の範囲

委託する団体の範囲は、常時雇用する労働者の数が５０人未満であり、かつ３年前から直近の事業年度まで２年連続売上高が減少し、直近の事業年度の生産量（額）、販売量（額）等事業活動を示す指標（以下「生産指標」という。）が３年前に比べ３分の１以上減少している企業であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体に委託してはならない。

2　委託事業の対象

基金事業の対象となる中小企業特別委託事業は、次のとおりとする。

（1）　厚生労働省実施要領別紙「推奨事業例」を参考に市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

（2）　建設・土木事業及び市町村において当該事業の実施による直接的な収益を見込んだ事業でないこと。

（3）　雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

（4）　厚生労働省実施要領第６の３に規定する事項を順守していること。

3　委託契約等

委託事業の委託契約には、次の事項を含めなければならないものとする。

（1）　事業費に占める人件費割合の目標値

（2）　事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合の目標値

（3）　厚生労働省実施要領第６の４に規定する事項

第５　直接実施事業

基金事業の対象となる直接実施事業は、第３の２に該当する事業であって次のいずれかに該当するものであることとする。

（1）　厚生労働省実施要領第７の（1）又は（2）に該当する事業

（2）　厚生労働省実施要領第７の（3）に該当する事業で、緊急地域雇用創出特別基金事業直接実施事業内容申請書（別紙様式第１号）により市町村が県を経由して厚生労働大臣と協議し、知事が定めた事業

第６　新規雇用者

基金事業により雇用される新規雇用者とは、雇用される時点で失業中の者を指し、転職希望者等、他に職を有している者は、新規雇用者に該当しない。

また、複数の基金事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算して６か月未満の範囲に限り、新規雇用者として雇用ができる。

（１）　委託先（直接実施事業の場合は任命者。以下同じ。）は、新規雇用する予定の労働者の募集に当たり、公共職業安定所への求人の申込みを行うなど、募集の公開を図ること。

（２）　新規雇用に係る雇用期間は、原則として次に掲げる要件を満たすものであること。

（ア）３か月以上６か月未満の雇用であること。

（イ）１か月当たりの勤務日数が概ね１６日以上であること。

（３）　前号の（ア）にかかわらず、厚生労働省実施要領第５の１の（５）ただし書に該当する場合は、その期間を１回に限り更新できる。

（４）　委託先は、労働者を新規雇用する際に、次に掲げる方法のいずれかにより、本人が失業者であることの確認を行うこと。

（ア）雇用保険受給資格者証（裏面に就職の届け出又は支給終了の記載のあるもの）

（イ）廃業届（税務署の受付印のあるもの）

（ウ）公共職業安定所の紹介状及び求職受付票

（エ）その他失業者であることを証明できるもの

第７　手続き、報告等

１　交付申請

基金事業を実施しようとする市町村は、緊急地域雇用創出特別基金事業市町村補助金交付要綱（平成１３年１２月２５日定め。以下「県交付要綱」という。）に基づき交付申請を行わなければならない。

２　直接実施事業に係る事前協議

第５に規定する直接実施事業を実施しようとする市町村は、緊急地域雇用創出特別基金事業直接実施事業内容申請書（別記様式第１号）により、知事に事前協議し、その承認を得なければならない。

３　補助金請求

市町村は、県交付要綱第８条に基づく補助金を請求するときは、県交付要綱様式第９号に次の書類を添付しなければならない。

（１）　補助金請求内訳書（別記様式第２号）

（２）　一般事業における委託事業及び中小企業特別委託事業にあっては、契約書（第３の３に規定する事項が明記されている仕様書等を含む。）の写し

（３）　直接実施事業にあっては、辞令又は任用通知の写し

（４）　新規雇用者が失業者であることを確認した書類の写し

（５）　中小企業特別委託事業の委託先の決算資料等厚生労働省実施要領第６の２及び３（４）に規定する事項が確認できる書類の写し

４　報告

県交付要綱第７条の規定による状況報告は次のとおりとする。

（１）　四半期報告（別記様式第３－１、３－２、３－３、３－４、３－５、３－６号）

（２）　新規雇用者追跡調査報告（別記様式第４号）

第８　基金事業の検査

（１）知事は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、市町村に対し報告を求め、又は、県職員に委託先に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（２）知事は、（１）の調査により、厚生労働省実施要領、県交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、市町村に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第９　基金事業の終了等

（１）基金事業は、平成１６年度末をもって終了する。

（２）知事は、（１）に定める場合のほか、第８の（２）による措置がなされなかった場合には、当該事業について、交付決定の取消し、補助金等の返還、加算金及び延滞金の納付等を命ずることができるものとし、その措置については、補助金等の交付に関する規則（昭和３９年宮崎県規則第４９号）に定めるところによるものとする。

第１０　その他

この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、別に定める。

企業立地に係る立地協定要綱

（立地協定の趣旨）

第１条　本市への企業立地を推進し、地域の振興に資するため、この要綱に定めるところにより、企業立地促進条例に定める工場、試験研究施設、観光施設、流通関連施設及び情報サービス施設（以下、「工場等」という。）を本市に立地する計画のある企業と立地協定を締結し、円滑な立地、操業のための連携協力を行うとともに、市民に対し企業立地についての事前周知を図る。

（立地協定締結の要件）

第２条　立地協定の対象となる企業は、延岡市企業立地促進条例第３条に規定する要件を備える工場等を新設又は増設する企業で、近い将来（概ね５年以内）本市へ立地することが明らかである企業とする。

（立地協定締結の時期）

第３条　立地協定の締結は、企業の本市への立地が明らかとなったときから、工場等の建設に着手するまでの間に行うものとする。

（立地協定書の内容）

第４条　立地協定の締結にあたっては、次に掲げる事項を協定書に定めることとする。

(1)工場等の円滑な立地及び操業のために必要な連携協力に関すること。

(2)工場等の立地計画及びその実行に関すること。

(3)従業員の地元からの採用、及び工場等の操業にあたっての労働関係法令の遵守に関すること。

(4)工場等の公害防止及び職場環境整備に関すること。

(5)その他工場等の立地、操業に関して協定が必要な事項

（立地協定締結の説明）

第５条　立地協定の締結にあたっては、事前に企業立地促進条例第１２条に規定する企業立地審議会へ説明を行うこととする。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

企業立地促進補助金交付要綱

平成７年４月１日定め
平成１０年２月１２日一部改正
平成１２年１１月１５日一部改正
平成１４年４月１日一部改正
平成１６年２月１日一部改正
平成１６年８月２日一部改正
平成１７年２月１８日一部改正
商工観光労働部工業振興課

（趣旨）

第１条　県は、企業立地の促進を図り、もつて地域経済の振興及び雇用機会の拡大並びに産業構造の高度化促進に資するため、予算で定めるところにより、工場等の新設又は増設を行う立地企業に対して企業立地促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和３９年宮崎県規則第４９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　立地企業　知事が立地を要請し、又は適当と認める事業計画に基づき知事若しくは市町村長と立地協定を締結した製造業、情報サービス業、試験研究所又は流通関連業を営むものをいう。

⑵　外資系企業　前号に掲げるもので、外資比率が５０％以上の企業をいう。

⑶　先端業種工場　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第44条の２に規定する高度技術工業その他本県の工業技術高度化のために必要と認められる工場をいう。

⑷　下請工場　立地企業が設置する工場（製造の事業の用に供するものに限る。以下同じ。）又は事業所からの下請受注を目的として新設し、又は増設された工場及び事業所であって、当該工場又は事業所の加工賃収入額に占める当該下請受注額の割合が相当程度である工場又は事業所をいう。

⑸　業種転換工場　立地企業が設置する工場又は事業所との取引を目的としてその属する業種を高付加価値型業種又は先端技術型業種に転換するためその全部若しくは一部の改修又は新設を行った工場であって、当該工場の全体の製造品出荷額等に占める転換後の業種に係る製

造品出荷額の割合が相当程度である工場又は事業所をいう。

⑹　工場等　工場及び情報サービス業、試験研究所又流通関連業を営むための事業所並びに下請工場及び業種転換工場をいう。

⑺　新規県内常用雇用者　工場等に従事する常用労働者（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第４条第１項に定める被保険者として雇用されている者のうち、雇用期間の定めのない者で同法第９条第１項の確認を受けた者をいう。）として新たに県内から雇用される者をいう。

⑻　工場等の新設　新たに工場等用地を取得（借地を含む。）して工場等を設置することをいう。

⑼　工場等の増設　既に工場等を有するものが、当該工場等用地において生産拡充することをいう。

（補助対象経費及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、工場等の新設又は増設を行う立地企業が別表１の欄の要件を満たす工場等の新設又は増設に要した経費（用地取得に要した経費を除く。以下同じ。）とし、補助金の額は同表２の欄に掲げる方法により計算される額とする。

（補助対象事業の指定申請）

第４条　前条の規定による補助金の交付を受けようとする者は、立地協定を締結する日の３０日前までに、企業立地促進補助金交付対象事業指定申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

⑴　企業概要説明書（別記様式第２号）

⑵　工場等設置計画書（別記様式第３号）

⑶　工場等の配置図及び平面図

⑷　法人にあっては、法人登記簿謄本及び定款の写し

⑸　最近３事業年度分の事業報告書及び決算書

⑹　その他知事が必要と認める書類

２　知事は、前項に規定する申請に係る事項について、その内容が相当であると認めるときは、前項に規定する書類の提出を省略することができる。

（補助対象事業の指定）

第５条　前条の規定による申請に係る事業計画に基づき立地協定を締結したことにより、補助対象事業として指定したものとする。

（計画の変更）

第６条　前条の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、当該補助事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ企業立

地促進補助金交付対象事業変更届（別記様式第４号）を知事に提出するものとする。ただし、当該変更が重要な事項に属しない場合は、この限りではない。

（承継の届出）

第７条　合併、譲渡、相続その他の事由により指定事業者の地位を承継した者は、その承継の日から３０日以内に企業立地促進補助金交付対象事業承継承認申請書（別記様式第５号）に承継を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第８条　補助金の交付の申請は、設置した工場等の操業の開始の日から１年以内（情報サービス業の新規県内常用雇用者及び高速通信回線等使用料に係る補助金にあっては、３年以内）に行わなければならない。ただし、情報サービス業の新規県内常用雇用者及び高速通信回線等使用料に係る補助金の交付申請は３回を限度とし、２回目以降の交付申請は前回交付申請の１年経過後に申請できるものとする。

２　補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

３　規則第３条第４号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

⑴　工場等設置実績書（別記様式第６号）

⑵　高速通信回線等使用実績書（別記様式第７号。情報サービス業に限る。）

⑶　工場等の配置図及び平面図

⑷　新規県内常用雇用者の一覧表

⑸　工場等の建設に係る契約書及び引渡書（納品書）の写し並びに完成写真

⑹　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の規定による確認済証の写し及び同法第７条第５項の規定による検査済証の写し

⑺　取得した固定資産の明細書

⑻　その他知事が必要と認める書類

４　前項の申請書は、規則第１４条第１項の補助事業等実績報告書を兼ね

るものとする。

5　第２項ただし書きの規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を別記様式第８号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助の条件）

第９条　補助金の交付の決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

⑴　虚偽の方法により補助金の交付を受けた場合

⑵　当該補助金の交付の決定の通知を受けた日から１０年以内に交付の決定の対象となった工場等の操業を中止、廃止、又は縮小した場合

（補助金の交付決定及び確定）

第１０条　補助金の交付の決定の通知は、規則第１５条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第１１条　規則第８条第１項の規定により、申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して１０日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第１２条　この補助金は、精算払により交付する。

（財産処分の制限）

第１３条　規則第２１条第１項ただし書き及び同項第２号の規定により知事の定める期間及び財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期　間
土地の従物	１０年
建物	１０年
取得価格５０万円以上の機械及び装置	５年

（書類の提出部数等）

第１４条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ１部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に

定めるところによる。

（報告及び調査）

第１５条　知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対してこの要綱の施行に必要な限度において報告を求め又は調査することができる。

（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、平成７年度の予算に係る工場立地促進補助金から適用する。

２　企業立地促進補助金交付要綱（昭和６１年１１月５日定め）は廃止する。

３　この要綱施行の際、現に操業又は供用を開始している立地企業について、旧企業立地促進補助金交付要綱は、この要綱の施行後５年間は、なおその効力を有する。

４　施行日前に工場等の建設に着手していた者に係る第４条の事前審査の申請期限については、同条の規定にかかわらず施行日から起算して３０日を経過した日とする。

５　当分の間、指定事業者が、工場等の新設又は増設を行うため宮崎フリーウェイ工業団地（この項において「特定団地」という。）内の用地を取得するにつき、第５条に定める立地協定を締結した市町村長がその用地の取得価額の合計額に１００分の１５を乗じて得た額に相当する金額を当該取得に係る補助金等として指定事業者に交付する場合に限り、第３条の規定にかかわらず、第３条に定める補助金の額に特定団地内の用地の取得価額の合計額に１００分の３０を乗じて得た金額（千円未満切捨て）を加算するものとする。

附　則

この要綱は、平成１０年２月１２日から施行し、この要綱による改正後の工場立地促進補助金交付要綱の規定は、平成９年度の予算に係る工場立地促進補助金から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１２年１１月１５日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の工場立地促進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の交付決定に係る補助金から適用し、施行日前に行った交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の工場立地促進補助金交付要綱の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新要綱の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の企業立地促進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の交付決定に係る補助金から適用し、施行日前に行った交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の企業立地促進補助金交付要綱の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新要綱の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１６年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の企業立地促進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降の交付決定に係る補助金から適用し、施行日前に行った交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

（補助対象経費及び補助金の額に関する経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日までの間に立地協定を締結しているもの若しくは立地協定を締結するものであって、工場等の新設を行うものについての要綱第３条の規定の適用については、なお

従前の例による。

（経過規定）

4　この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の企業立地促進補助金交付要綱の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新要綱の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附　則

この要綱は、平成１６年８月２日から施行し、この要綱による改正後の企業立地促進補助金交付要綱の規定は、平成１６年度の予算に係る企業立地促進補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行し、この要綱による改正後の企業立地促進補助金交付要綱の規定は、平成１７年度の予算に係る企業立地促進補助金から適用する。

（別表）

種別	1　要　件	2　補助金の額
工 場	立地協定締結の日から５年以内に設置されるものであって、当該工場の新規県内常用雇用者数が操業又は供用開始の日から１年以内に次に掲げる人数を超えるもの。 ①新設の場合 １０人 ②増設の場合 ２０人	次に掲げる方法によって計算される金額を加算して得られた合計金額（当該金額が２億円を超えるときは２億円）とする。 ①　工場の新規県内常用雇用者数に３０万円を乗じて得た金額。 ②　新たに設置された工場の施設の取得に要した経費が２億円以上の場合、当該金額に１００分の２を乗じて得た金額。ただし、外資系企業が営むものは、１００分の４を乗じて得た金額。（千円未満切捨て）
先端業種工場	立地協定締結の日から５年以内に設置されるものであって、当該工場の新規県内常用雇用者数が操業又は供用開始の日から１年以内に次に掲げる人数を超えるもの。 ①新設の場合 １０人 ②増設の場合 ５０人	次に掲げる方法によって計算される金額を加算して得られた合計金額（当該金額が５億円を超えるときは５億円）とする。 ①　工場の新規県内常用雇用者数に３０万円を乗じて得た金額。 ②　新たに設置された工場の施設の取得に要した経費が２億円以上の場合、当該金額に１００分の４を乗じて得た金額。ただし、外資系企業が営むものは、１００分の６を乗じて得た金額。（千円未満切捨て）
	立地協定締結の日から５年以内に設置されるものであって、当該工場の新規県内常用雇用者数が操業又は供用開始の日から１年以内に５０人を超えるもの。	次に掲げる方法によって計算される金額を加算して得られた合計金額（当該金額が５億円を超えるときは５億円）とする。 ①　工場の新規県内常用雇用者

		数に３０万円を乗じて得た金額。 ② 新たに設置された工場の施設の取得に要した経費が１０億円以上の場合、当該金額及び取得に相当する金額の合計額に１００分の４を乗じて得た金額。ただし、外資系企業が営むものは、１００分の６を乗じて得た金額。（千円未満切捨て）
情報サービス業	立地協定締結の日から５年以内に設置される情報サービス業を営むための事業所であって、当該事業所の新規県内常用雇用者数が操業又は供用開始の日から１年以内に次に掲げる人数を超えるもの。 ①新設の場合 ５人 ②増設の場合 １０人（ただし、コールセンターを主たる業とする場合は５０人）	次に掲げる方法によって計算される金額を加算して得られた合計金額（当該金額が５億円を超えるときは５億円）とする。 ① 事業所の新規県内常用雇用者数（既に補助対象とした新規県内常用雇用者数を除く。）に３０万円を乗じて得た金額。 ② 新たに設置された事業所の施設の取得に要した経費に１００分の４を乗じて得た金額。ただし、外資系企業が営むものは、１００分の６を得て乗じて得た金額。（千円未満切捨て） ③ 専用通信回線等を利用して事業を行う場合、年間高速通信回線等使用料に１０分の８を乗じて得た金額。（千円未満切捨て）（年間限度額２千万円） ④ 既存施設に入居して事業を行う場合、その施設整備費に２分の１を乗じて得た金額。（千円未満切捨て） （１㎡当たり２．５万円限度）

試験研究所	立地協定締結の日から５年以内に新設される試験研究所（以下「事業所等」という。）であって、当該事業所等の新規県内常用雇用者数が操業又は供用開始の日から１年以内に５人を超えるもの	次に掲げる方法によって計算される金額を加算して得られた合計金額（当該金額が５億円を超えるときは５億円）とする。 ①　事業所等の新規県内常用雇用者数（既に補助対象とした新規県内常用雇用者数を除く。）に３０万円を乗じて得た金額。 ②　新たに設置された事業所等の施設の取得に要した経費に１００分の４を乗じて得た金額。ただし、外資系企業が営むものは、１００分の６を得て乗じて得た金額。（千円未満切捨て）
流通関連業	立地協定締結の日から５年以内に新設される流通関連業を営むための事業所であって、当該事業所の新規県内常用雇用者数が操業又は供用開始の日から１年以内に３０人を超えるもの。	次に掲げる方法によって計算される金額を加算して得られた合計金額（当該金額が２億円を超えるときは２億円）とする。 ①　当該事業所の新規県内常用雇用者数に３０万円を乗じて得た金額。 ②　新たに設置された当該事業所の施設の取得に要した経費が１億円以上の場合、当該金額に１００分の２を乗じて得た金額。ただし、外資系企業が営むものは、１００分の４を乗じて得た金額。（千円未満切捨て）
下請工場	当該工場の新規県内常用雇用者（増設の場合は増加雇用者数）がその操業又は供用開始の日から１年以内に１０人を超えるもの。	次に掲げる方法によって計算される金額を加算して得られた合計金額（当該金額が１千万円を超えるときは１千万円）とする。 ①　下請工場の新規県内常用雇用者（増設の場合は増加雇用者数）に２０万円を乗じて得た金額。

		②　下請受注に直接必要な工場の施設の取得に要した経費に１００分の２を乗じて得た金額（千円未満切捨て）
業種転換工場	転換後の工場に係る継承従業者数が１０人を超えるもの。	次に掲げる方法によって計算される金額を加算して得られた合計金額（当該金額が２千万円を超えるときは２千万円）とする。 ①業種転換工場の継承従業者数に２０万円を乗じて得た金額。 ②　業種転換に直接必要な工場の施設の取得に要した経費に１００分の２を乗じて得た金額（千円未満切捨て）

企業立地促進施設整備助成事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　市は、市内の空き施設を賃借し事業を開始しようとする者に対して、その改修費用の一部を助成し、初期投資を軽減することにより、本市での事業規模の拡大を支援することで、雇用を拡大ならびに確保して産業の振興を図るため、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和５０年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のすべてを満たす者をいう。

(1)　延岡市企業立地促進条例第２条に規定する施設のうち、「情報サービス施設」を設置する者であること。

(2)　市内の空き施設に入居し、当該施設の所有者との間で賃貸借契約を締結しているqod者であること。

(3)　別表に掲げる要件を満たすこと。

(4)　補助申請時点において、操業を開始しているとともに賃貸借契約日後１年以内であること。

(5)　事業内容が、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがないこと。

（補助対象経費）

第３条　補助金交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が前条に関わる事業を営むことを目的として、空き施設を賃借する際に、空き施設を改修するために支払う費用とする。

ただし、次の各号に該当する場合を除く。

(1)　住居と事務所等を併用する場合（明確な区分が可能である場合を除く。）

(2)　補助対象者の役員及びその家族が賃貸者である場合（賃貸者の役員である場合を含む。）

(3)　補助対象者が、賃貸者と資本関係にある場合、またはこれに類する場合。

（補助の割合）

第５条　補助の割合は、補助対象経費の４分の１以内とする。

（補助金の上限額）

第６条　補助金の上限額は、別表に掲げる額とする。

（採択方法）

第７条　補助事業の採択案件の決定に際しては、企業立地促進施設整備助成事業補助申込書に次の各号に掲げる書類を添付して、延岡市工業振興課に提出し事前協議を行うこと。

(1)　事業計画書

(2)　商業登記簿謄本又は住民票抄本

(3)　法人にあっては定款又は規約

(4)　賃貸借契約書の写し

(5)　賃借物件の位置図

(6)　賃借対照表及び損益計算書（商業帳簿の作成を義務付けられている者に限る）

(7)　納税証明書
　　(住所又は主たる事業所が本市内に所在する者にあっては市税完納証明書、その他の者にあっては主たる事業所を管轄する税務署長の発行する国税納税証明書)
(8)　常時雇用従業員、新規雇用従業員の雇用保険被保険者証の写し
(9)　その他市長が必要と認める書類

(採択の決定)
第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合にはこれを工業振興課で協議し、補助の対象とすることを決定したときは、補助事業者に対し採択決定書により通知する。

(補助金の交付申請)
第９条　補助金の交付申請をしようとする者は、規則第３条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して申請しなければならない。
(1)　雇用者名簿
(2)　雇用者の雇用保険被保険者証の写し
(3)　改修費用の支払証明書（領収書又は支払いが確認できる書類）の写し
(4)　納税証明書
　　(住所又は主たる事業所が本市内に所在する者にあっては市税完納証明書、その他の者にあっては主たる事業所を管轄する税務署長の発行する国税納税証明書)
(5)　その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)
第１０条　市長は、前条の規定による申請があった場合にはこれを審査し、規則第４条の規定により　補助金の交付決定が適当であると認めたときは、規則第５条の規定により補助事業者に対し補助指令書により通知する。

(申請の取下げのできる期限)
第１１条　規則第６条第１項の規定により申請の取下げができる期限は、補助金の交付決定を受領した日から起算して１０日を経過した日とする。

(事業の変更承認申請書等)
第１２条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止し又は変更しようとするときは、規則第７条に規定する事業計画変更中止承認申請書にて申請しなければならない。

(補助金の請求)
第１３条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第９条第１項に規定する補助金等請求書にて市長に請求しなければならない。

(補助金の交付時期および方法)
第１４条　この補助金は、年度末または補助対象事業終了後に精算払により交付する。

(交付決定の取消し等)
第１５条　市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定を取消し、補助対象者に対し補助金の交付を停止し、若しくは既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
(1)　補助対象の要件を欠くに至ったとき。
(2)　補助対象の事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態に至ったとき。
(3)　虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。

(4)　市税を滞納したとき。
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（補助条件）
第１６条　補助金交付の条件として、次のことを付与するものとする。
(1)　補助事業者は、この補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の状況を明確にした関係書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておくこと。
(2)　補助対象者が自ら空き施設を使用すること。

附　則
この要綱は、平成１９年１０月　１日から施行する。

別表

要　　件	補助金の上限額
新規雇用者　３０人以上	１，０００万円

延岡少年少女発明クラブ補助金交付要綱

(目的)

第1条　本市における少年少女教育の一環として、少年少女に科学的な興味・関心を追及できる場を提供し、科学する心を育成すると共に、アイデアを具象化する能力と技術を持った創造性豊かな人間形成を図るため、延岡少年少女発明クラブに対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年2月1日、規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

（補助対象者）

第2条　この要綱の定める補助金の交付対象者は、延岡少年少女発明クラブとする。

（補助金の種類）

第3条　補助金の種類は、延岡少年少女発明クラブ補助金とする。

（補助金の額）

第4条　補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（補助金の交付申請）

第5条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条　市長は、補助金の申請があったときは、規則第4条第1項及び第2項の規定に基づき補助金の交付決定を行い、補助指令書（様式第2号）をもって交付の申請者に対して決定の内容を通知しなければならない。

2　前項の場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付し、又は補助事業の遂行について実地に調査することができる。

（変更等の届出）

第7条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の決定を受けた後に特段の事由が生じた場合、規則第6条、第7条の規定に基づき、申請の取下げ、及び事業の中止又は変更を行なうことができる。

2　補助事業者は、申請の取下げ、及び事業の中止又は変更を行おうとする場合は、あらかじめその内容を申請書（様式第3号）により、市長に提出し承認を受けなければならない。

（補助金の支払い）

第8条　補助金の支払いは、補助事業者の補助金等請求書（様式第4号）による請求に基づき、概算払いによって行うものとする。

（実績報告）

第9条　補助事業者は、当該会計年度終了後 20 日以内に、事業実績報告書に収支決算書、その他指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条　市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。

(2) 補助事業者が補助金を他の用途へ支出する等、補助金の交付目的に著しく反したとき。

附則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

延岡市リフォーム商品券事業補助金交付要綱

(目的)

第1条　長引く景気低迷により地域の経済・雇用情勢が極めて悪化している状況を踏まえ、裾野の広い住宅投資の波及効果による市内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の居住環境の向上による定住促進に資することを目的に、プレミア付きの住宅リフォーム商品券を発行するものとし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年2月1日、規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

（補助対象者）

第2条　この要綱の定める補助金の交付対象者は、延岡商工会議所とする。

（補助金の種類）

第3条　補助金の種類は、延岡市リフォーム商品券事業補助金とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条　補助金の交付対象となる経費は次のとおりとし、補助金の額は予算の範囲内で市長が定める額とする。

1）補助対象者が行う延岡市リフォーム商品券事業（以下「事業」という。）に関する経費のうち、延岡市リフォーム商品券（以下「商品券」という。）の割引に対する額とする。

2）補助対象者が行う事業の実施に関する運営経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

（商品券の割引額）

第5条　商品券の割引額は１０分の１とする。

（補助金の交付申請）

第6条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条　市長は、補助金の申請があったときは、規則第4条第1項及び第2項の規定に基づき補助金の交付決定を行い、補助指令書（様式第2号）をもって交付の申請者に対して決定の内容を通知しなければならない。

2　前項の場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付し、又は補助事業の遂行について実地に調査することができる。

（変更等の届出）

第8条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の決定を受けた後に特段の事由が生じた場合、規則第6条、第7条の規定に基づき、申請の取下げ、及び事業の中止又は変更を行なうことができる。

2　補助事業者は、申請の取下げ、及び事業の中止又は変更を行おうとする場合は、あらかじめその内容を申請書（様式第3号）により、市長に提出し承認を受けなければならない。

（補助金の支払い）

第9条　補助金の支払いは、補助事業者の補助金等請求書（様式第4号）による請求に基づき、概算払いによって行うものとする。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、当該会計年度終了後20日以内に、事業実績報告書に収支決算書、その他指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条　市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。

(2) 補助事業者が補助金を他の用途へ支出する等、補助金の交付目的に著しく反したとき。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

延岡市中小企業ものづくり人材育成派遣研修助成事業　交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内中小企業者の実践的な研修の受講に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業におけるものづくり人材の育成を図り、もって技術の高度化に寄与することを目的とし、その交付に関しては、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者であってその主たる事務所の所在地を本市に置くもの（以下「中小企業者」という。）とする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費は、中小企業者（法人の場合にあってはその代表者）又はその従業者が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター延岡等において開講される設計・開発、加工・組立等に関する研修を受講する際に要する受講料（以下「受講料」という。）とする。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、受講料の額の２分の１以内の額とする。

２　但し、他の補助制度との併用はできない。

３　一会計年度の補助金の交付は、一中小企業者につき10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第３条の補助金等交付申請書に受講内容明細書兼補助金計算書、受講申込書の写し及び市税等の完納を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の請求）

第６条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第９条第１項の補助金等請求書に修了証の写し及び受講料領収証（金融機関振込証）の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消）

第７条　市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　虚偽の申請、報告又は不正の行為により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。

(2)　補助事業者又はその従業者の都合により、研修を終了できなかったとき。

(3)　規則またはこの要綱に違反したとき。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

この要綱は、平成24年４月16日から施行する。

事業予算：工業振興ビジョン具現化促進事業 内（当初予算：500千円）